ホールディング化のメリット・デメリット

令和4年9月9日

MEINAN
Meinan Consulting Network
税理士法人名南経営

1．自己紹介

- 平成8年佐藤澄男税理士事務所（現：税理士法人名南経営）へ入社
- 平成13年度改正により企業組織再編成税制導入・専門部署設立
- お客様ニーズによる合併・分割などからスタート
- 他税理士法人とのコラボ
- 手段としての活用へ（目的的提案体制へ）
- 定番商品の確立・金融機関とのコラボにより全国展開
- 症例を重ねれば重ねるほど奥の深さに気付く

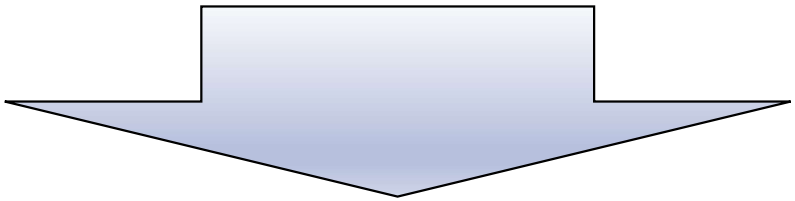
Copyright© All Right Reserved

２．持株会社の歴史

- 第二次世界大戦後、持株会社であった財閥解体以来、事業支配力の過度の集中による弊害を防止して、自由な企業間の競争を確保することを目的として独占禁止法による持株会社禁止の状況が長期間続く

- 経済のグローバル化等に伴う財界からの要請により1997年に独占禁止法が改正され持株会社が解禁

- 上場会社の持株会社第一号は1999年4月「大和証券グループ」



持株会社（ホールディング）化は経営目的を達成するための手段として解禁

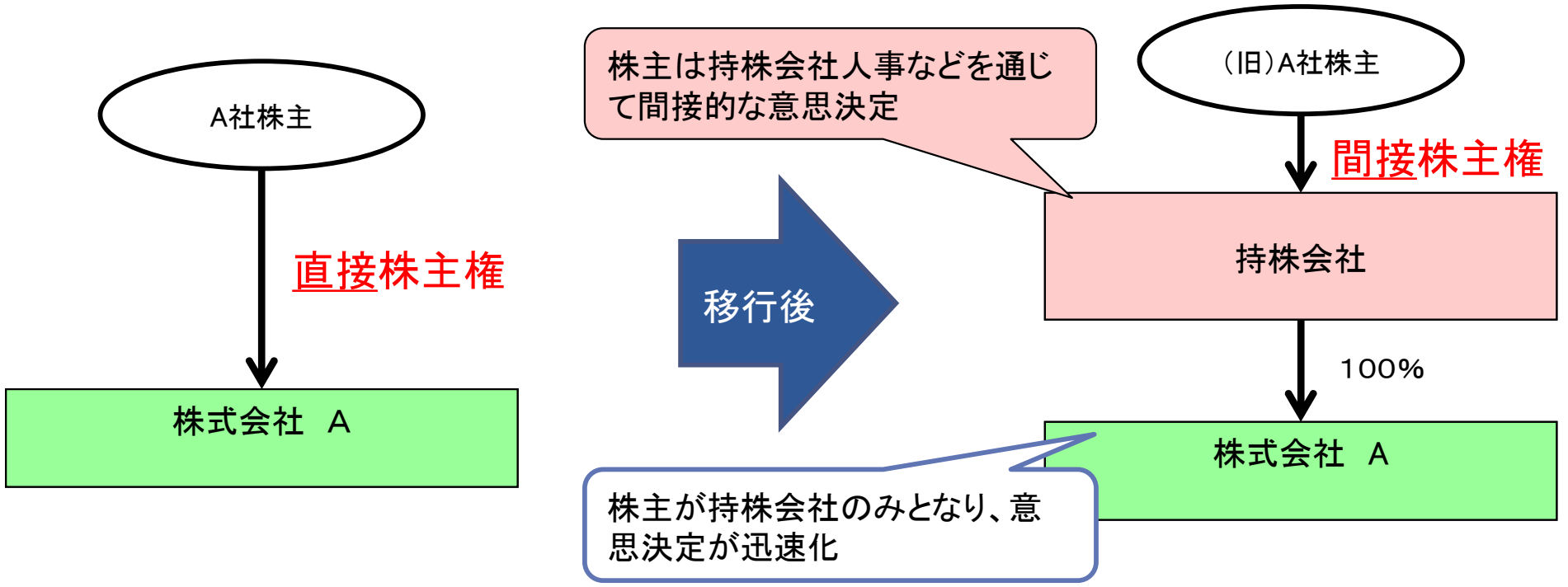
Copyright© All Right Reserved

3．ホールディング化のメリット①

■ 機動的な経営意思決定

事業会社の株式の100%を持株会社が保有することにより、事業会社の株主総会運営事務は既存の運営に比べ負担が少なく、総会決議を迅速に行うことができます。

既存の株主様は、持株会社の株主総会を通じて間接的な意思決定をすることになります。



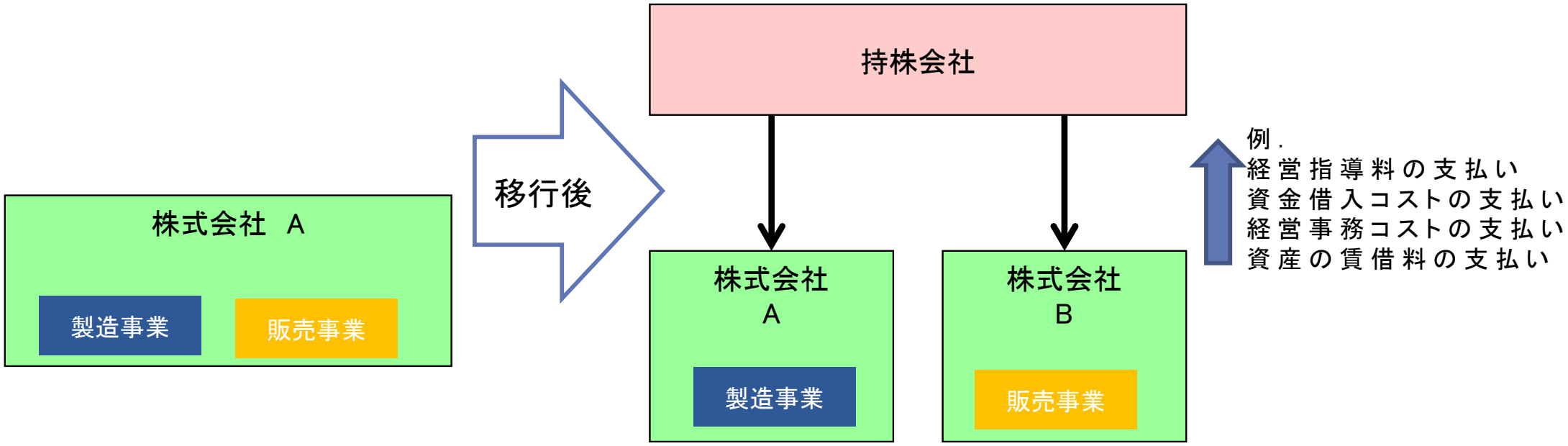
持株会社体制における株主総会運営では持株会社の経営方針の説明・決議を行います。
事業会社は、持株会社の100%子会社であるため、決算承認、役員就任、組織再編成などの株主総会決議事項についても、いつでも速やかに決議することが可能となります。
しかし、同時に既存の株主様の財産権は不変であり、配当政策を継続する限り株主様に財産的な不利益は発生しないといえます。

Copyright© All Right Reserved

3．ホールディング化のメリット②

■　業績把握の明確化

通常の部門別損益の計算によっても会社に対する部門の寄与度を測定し経営判断に活かすことはできます。しかし、多くの場合、間接コストの配分や資産保有によるコスト負担意識は希薄になりがちです。一定の単位で組織を分社化することにより、これまで内部取引となって表面上に現れないコストが会社の決算となって現れます。



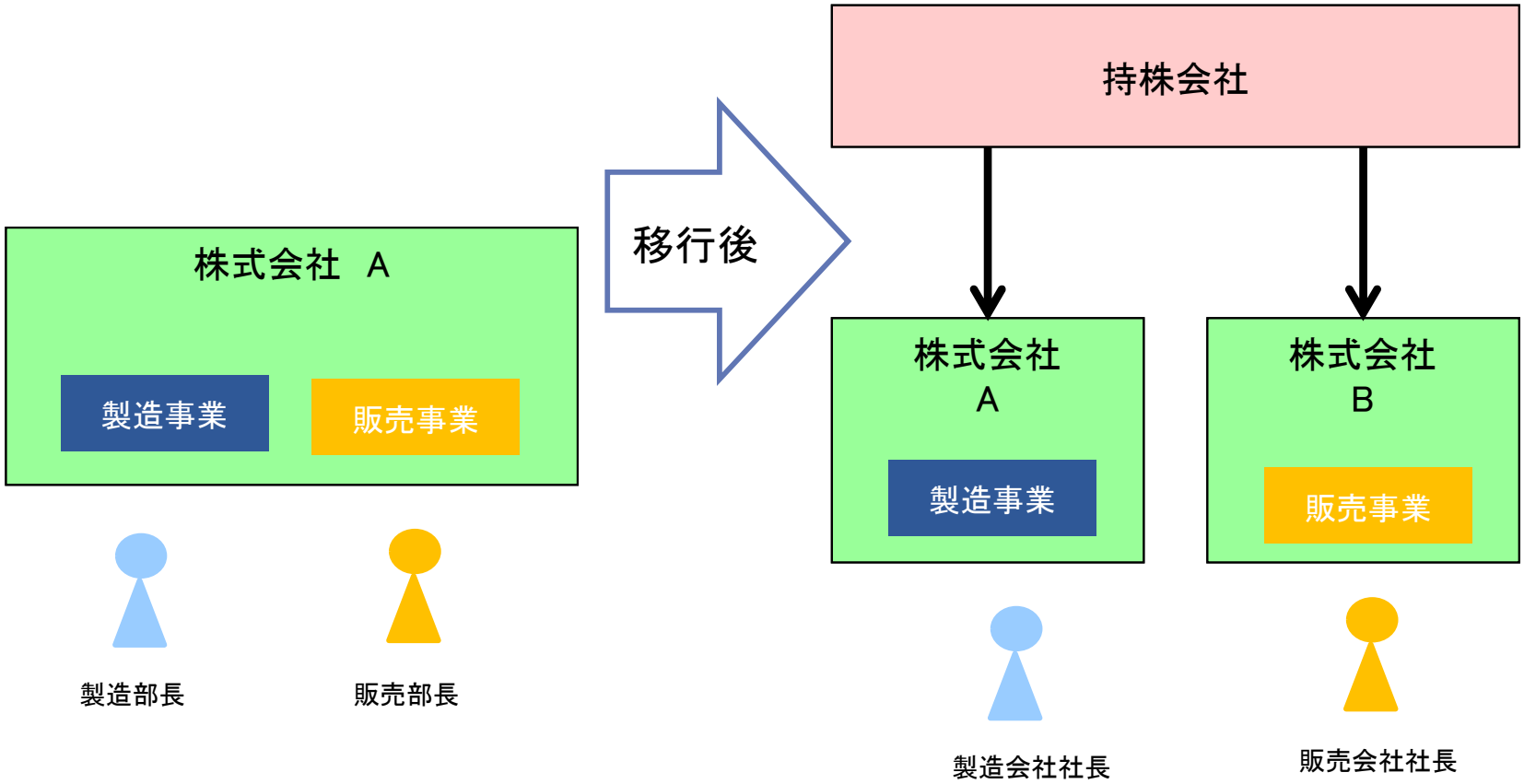
Copyright© All Right Reserved

3．ホールディング化のメリット③

■ 権限と責任の委譲、人材育成

持株会社が権限を与えて各社の競争を促してそれぞれの利益を最大化したり、グループ全体の利益を最大化するため全体戦略を各社に課したりすることで舵取りを行います。

また、幹部候補従業員に事業会社の責任者のポストを準備し、責任と権限を与えることによる人材育成プランと組み合わせることも考えられます。

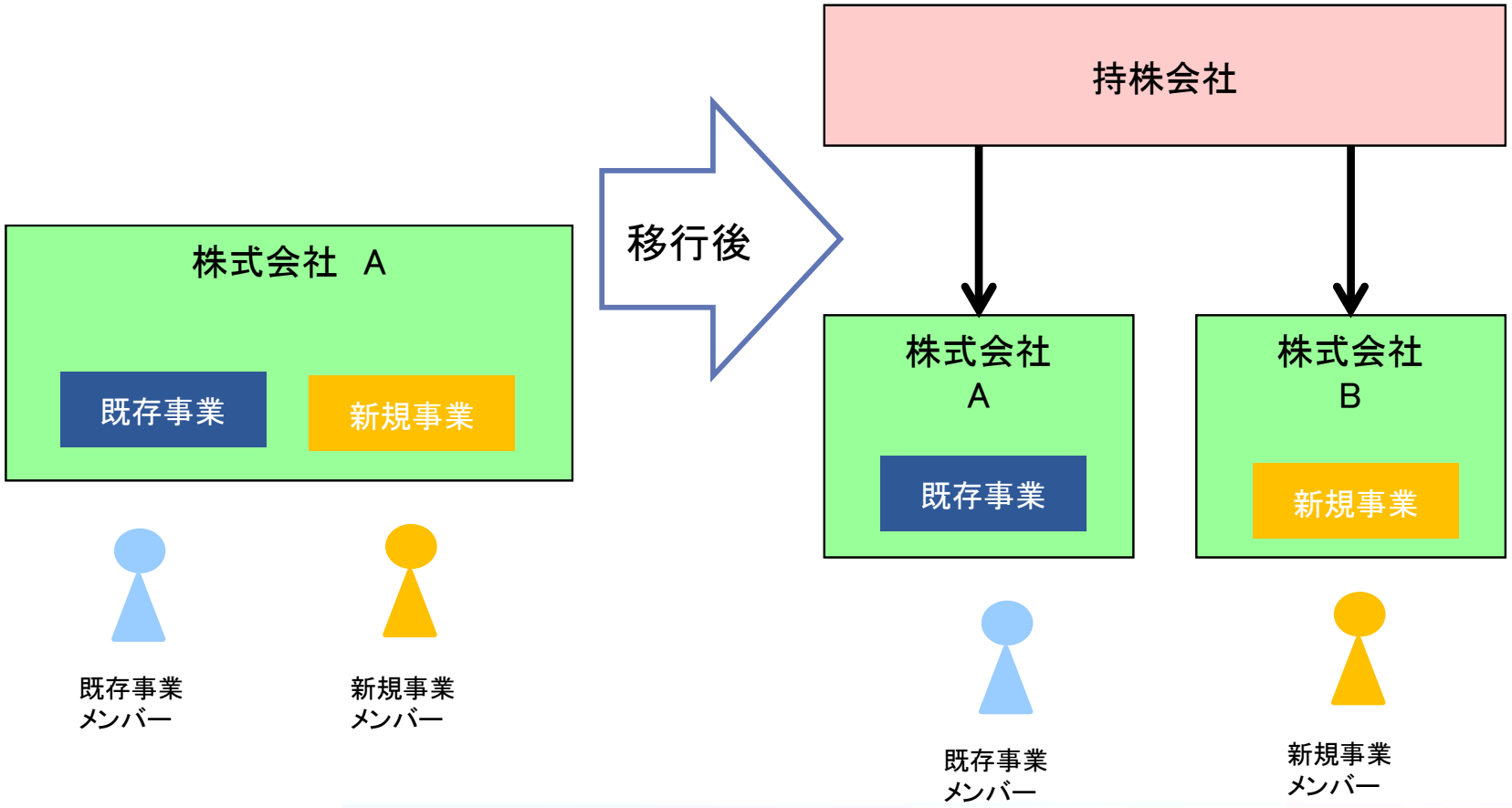


Copyright© All Right Reserved

3．ホールディング化のメリット④

■ 新規事業

どの産業についても経済環境の変化が激しく、新規事業の必要性が高まっております。既存の会社に極めて保守的な体質がある場合に、その体質の中で新規事業を行っても成功する可能性が低くなります。このような場合は、保守的な体質と切り離して新規事業の成功確率が高くなる環境を整えることが考えられます。

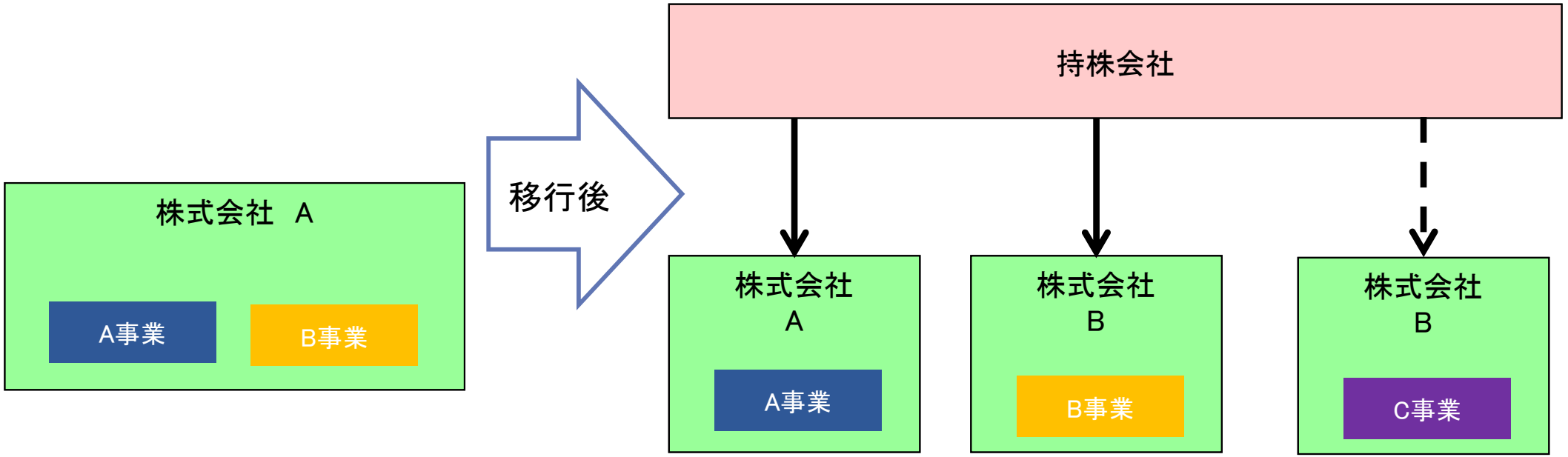


Copyright© All Right Reserved

３．ホールディング化のメリット⑤

■　事業の多角化

コロナ禍前より事業環境の変化が大きいため、既存事業の消滅可能性等の観点から事業の多角化の必要性が言われておりました。事業を多角化することにより結果的にグループ全体の発展・存続可能性を高められると言われております。このような場合に、事業の多角化のための環境整備の手段としてホールディング化することが考えられます。

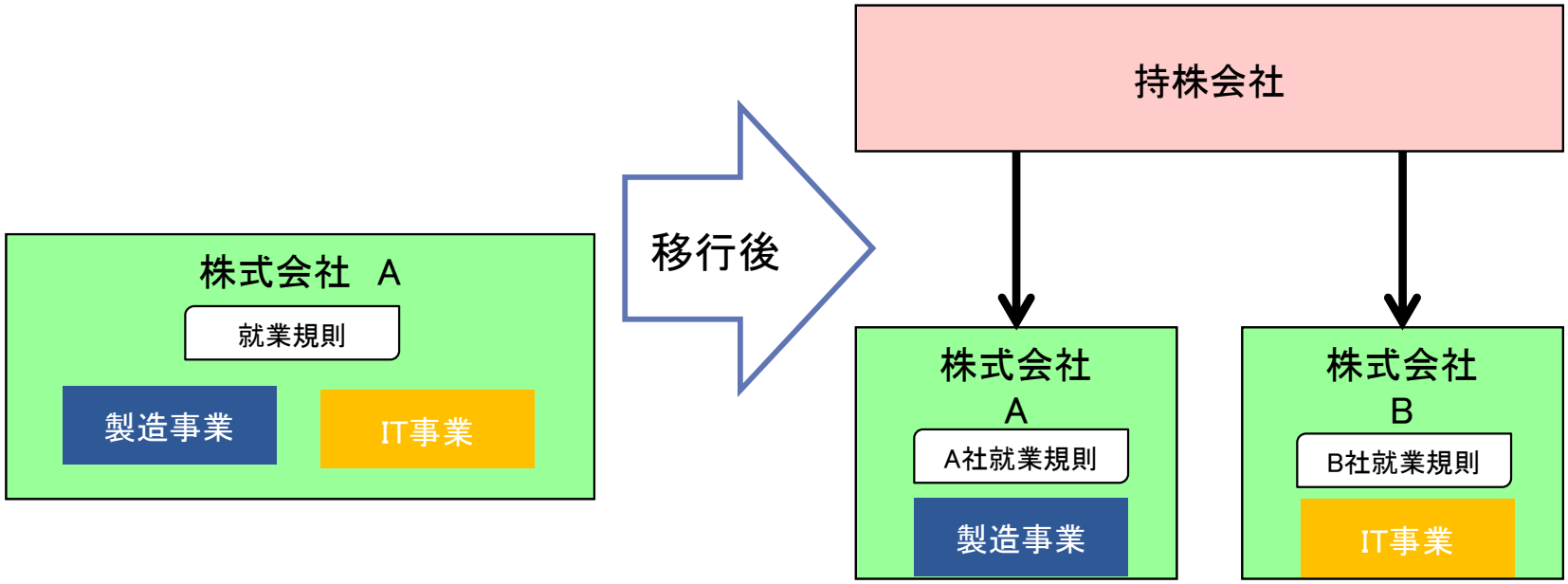


Copyright© All Right Reserved

３．ホールディング化のメリット⑥

■ 労働条件の整備

一つの会社で複数事業を行う場合には、事業ごとに文化や給与相場が異なることが多いため、一つの給与体系等では不具合が生じる場合があります。このような場合に、各事業に合った労働条件を整備することで人材不足環境下において働きやすい環境整備の手段としてホールディング化することが考えられます。

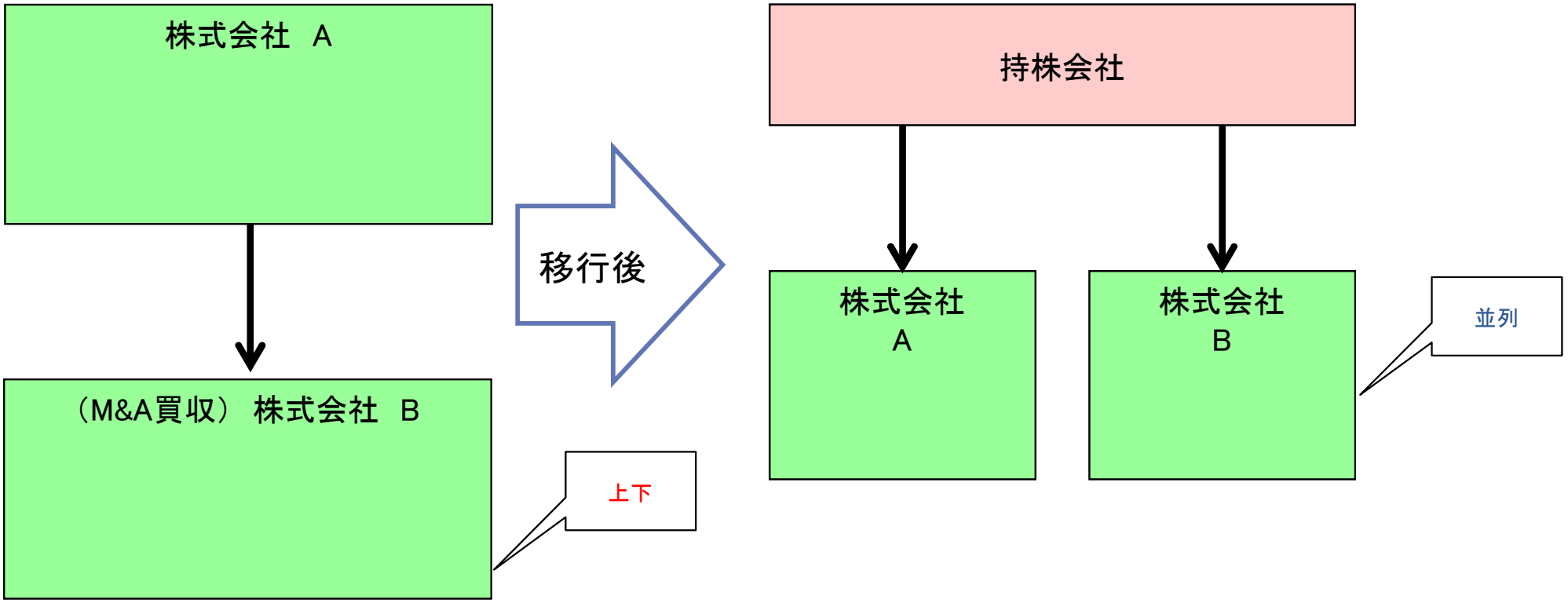


Copyright© All Right Reserved

３．ホールディング化のメリット⑦

■　M&A環境の整備

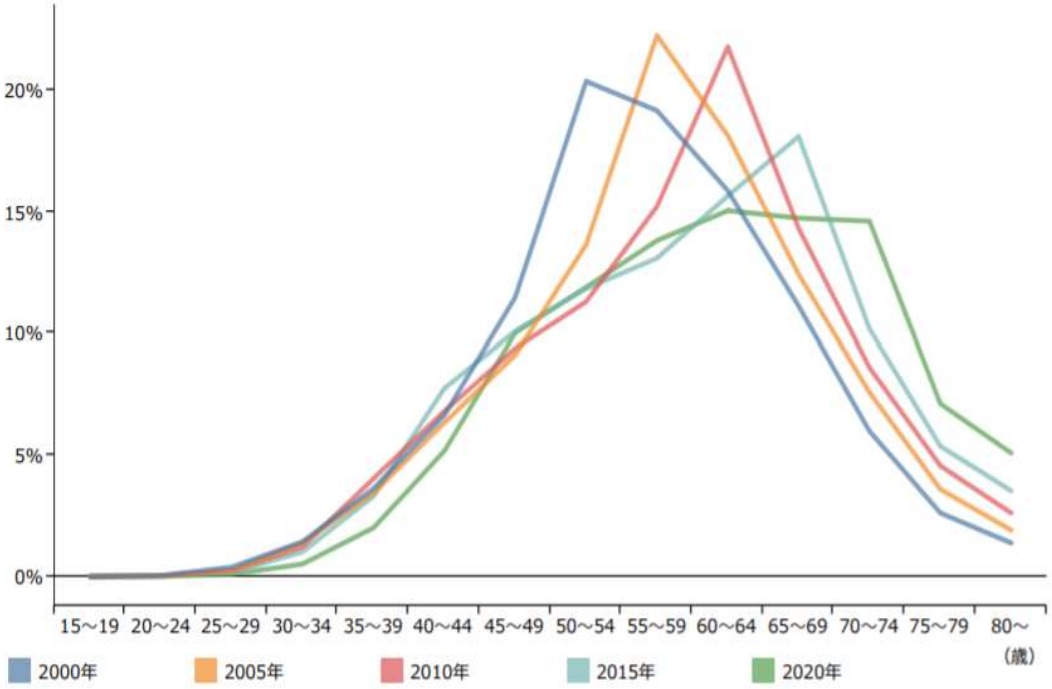
経済環境の変化が激しいため、事業変化のスピードが速くなっています。加えて、後継者不足という社会的問題が存在し、経営戦術の一つとしてM&Aが利用される場面が多くなってきております。このような場合に、M&A後の買収した会社メンバーの大量離職を防止し、グループ全体でのシナジー効果を高めるための環境整備の手段としてホールディング化することが考えられます。なお、事業ごとに他社とのコラボを資本提携まで踏み込んで行う場合にも、持株会社の資本提携は行わず、事業単位で行う場合についても活用することが可能です。



Copyright© All Right Reserved

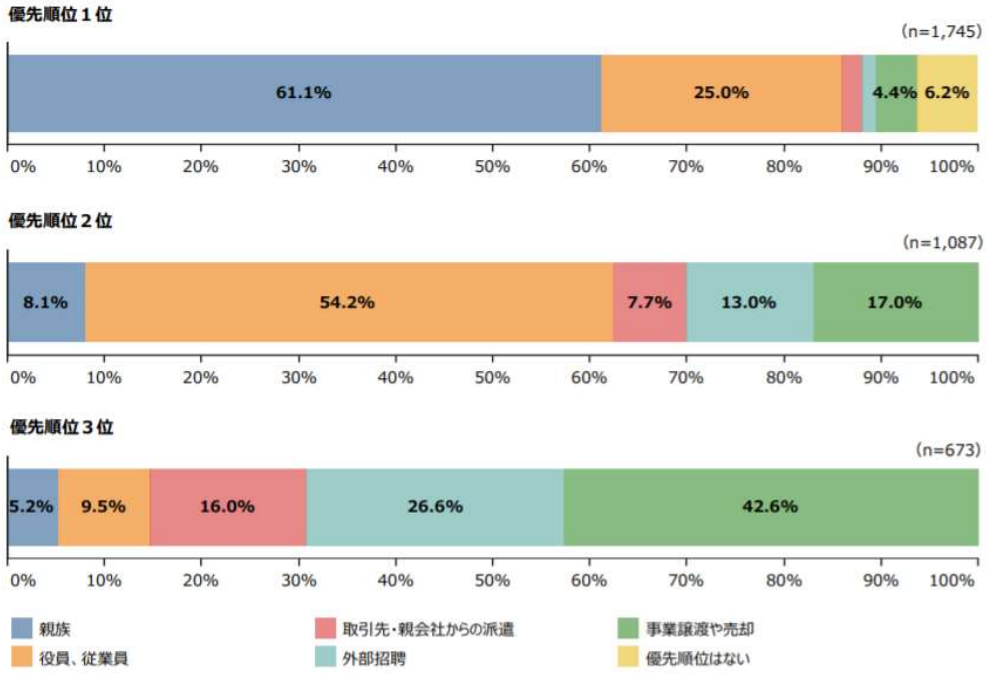
【参考】法人における事業承継の現状（中小企業白書より）

第2-3-9図　年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



資料：（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
(注)「2020年」については、2020年９月時点のデータを集計している。

第2-3-29図　後継者選定の優先順位



資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」
(注)1.事業承継に対する意向について、「事業承継を検討（事業譲渡や売却を含む）」、「事業承継と廃業で迷い」のいずれかに回答した者に対する質問。
2.後継者を選定する際の優先順位について、上位３位までを確認している。

① 会社経営者の年齢は年々高齢化（雇用の維持も相まって事業承継は喫緊の課題）

② 事業の承継先の順番は1．親族 → 2．社内の役員、従業員 → 3．外部

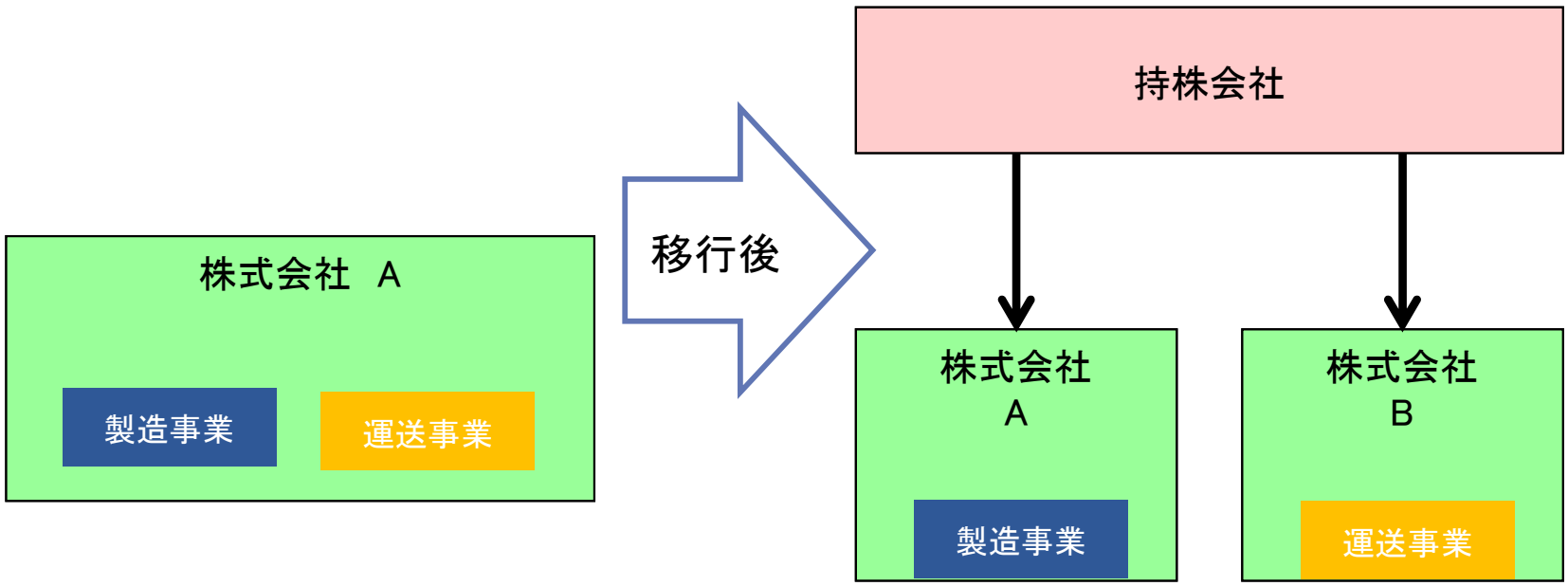
→ 親族内承継であれ、M&Aを含む外部承継需要は当面続く。

Copyright© All Right Reserved

３．ホールディング化のメリット⑧

■ リスク事業のマネジメント

一つの会社の中にリスク事業がある場合には、そのリスク事業で非常事態が発生することで会社全体の存続可能性に影響を与えます。このような場合に、リスクマネジメントの手段としてホールディング化することが考えられます。

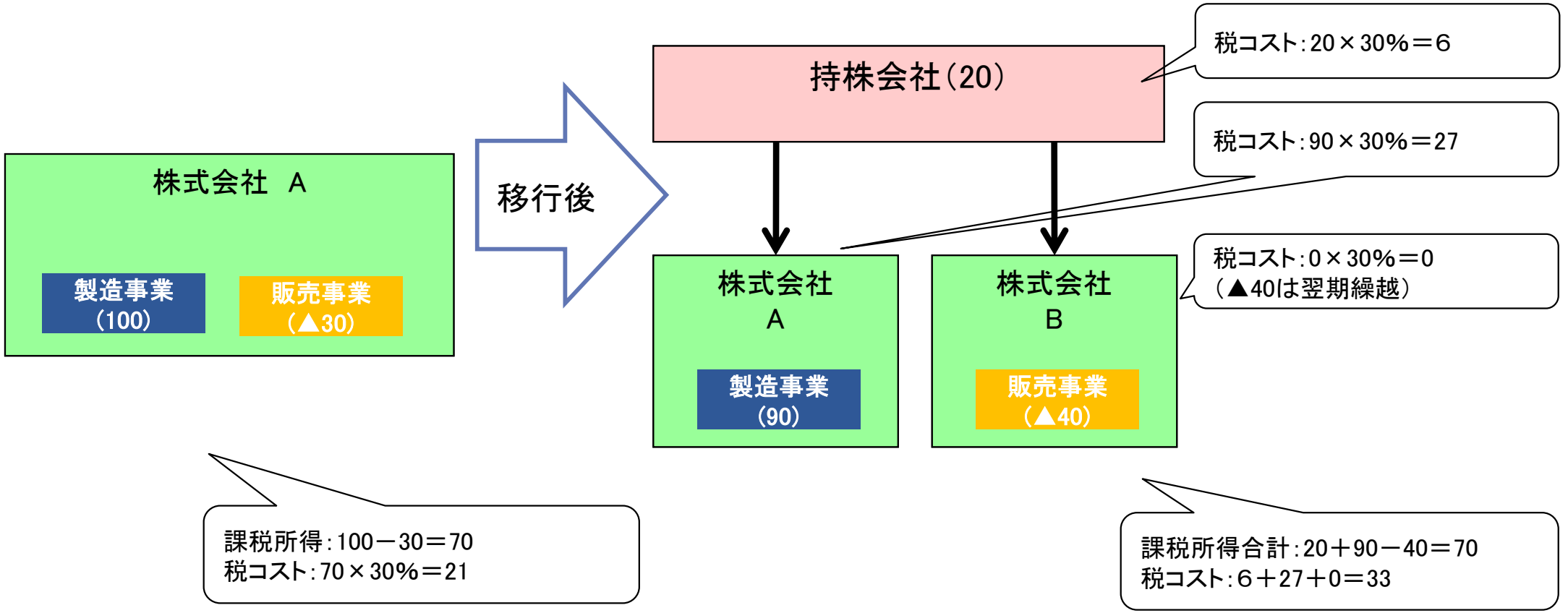


Copyright© All Right Reserved

4．ホールディング化のデメリット①

■ 赤字法人がある場合の税コスト増加

現在の1社体制であれば、ある部門の赤字は他部門の黒字と通算され通算後の所得をもって課税されていたものが、持株会社体制下で赤字法人がある場合には、グループ内といえども所得は通算されないため税コストが増加する結果となります。また、赤字法人が自らの黒字をもって回収する場合には、その税流出は回収されるため損失は一時的なものでもあります。
（グループ通算制度により一部解決可能）

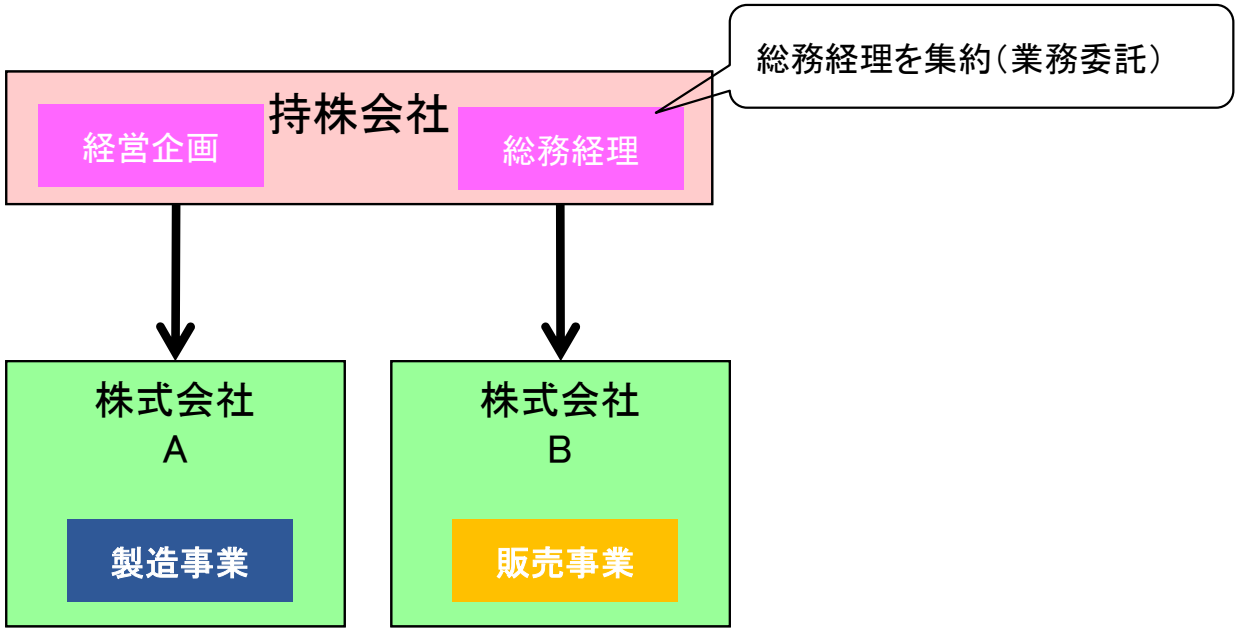


Copyright© All Right Reserved

4．ホールディング化のデメリット②

■ 間接コストの増加

持株会社体制に移行するということは、グループ企業数が従前よりも増加することを意味し、法人の維持管理コストが増加することは避けられません。極力、重複業務（総務・経理業務など）を集約し、間接コストの増加を最小限とすることが必要です。

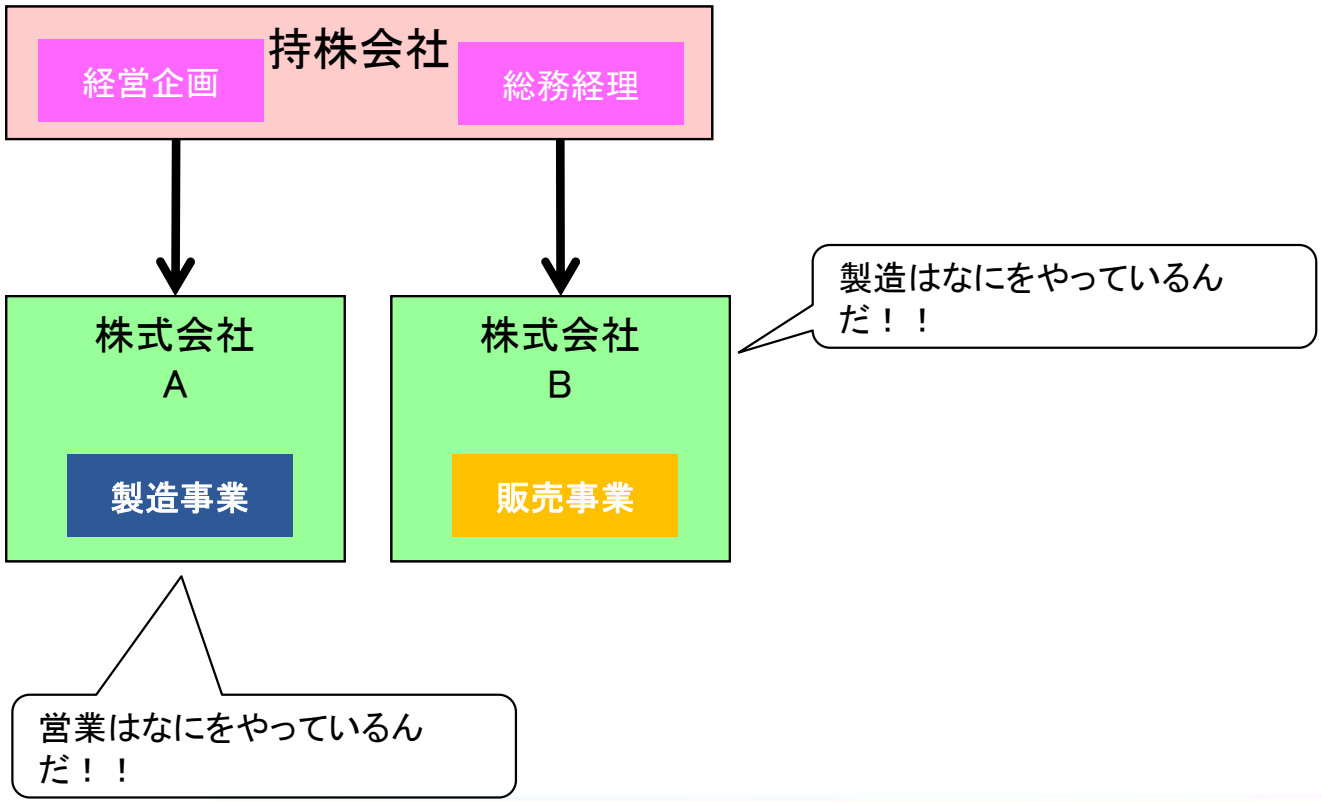


Copyright© All Right Reserved

４．ホールディング化のデメリット③

■　持株会社の機能不全による一体感低下

会社組織として機能別に分けるということは、各社が心理的にバラバラになりやすい環境を作ることを意味します。したがって、持株会社が統括機能を発揮するとともに相互のコミュニケーションを継続的に取るなどの活動が欠かせません。



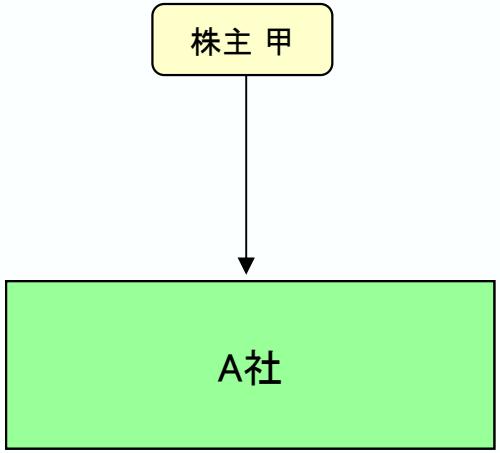
Copyright© All Right Reserved

5．ホールディング化の手法①～株式移転

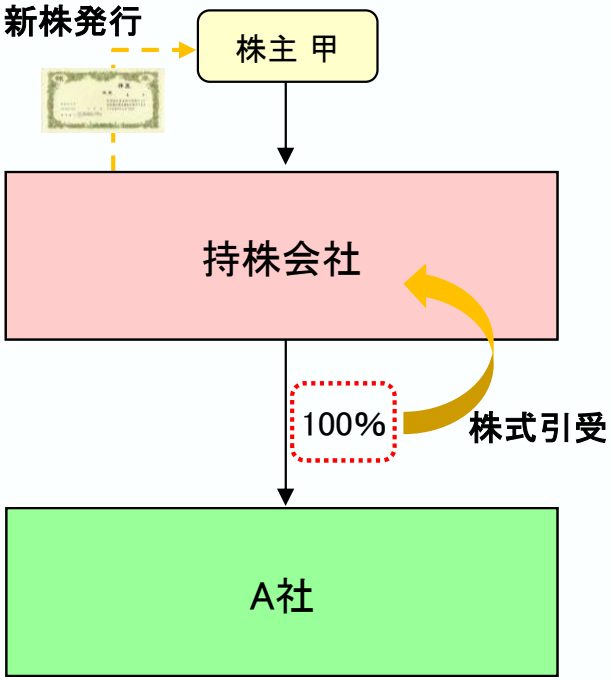
■　キャッシュレス

株式移転という手続きにより、持株会社は、設立と同時に事業会社の株式の全部を保有します。株主には、対価として、持株会社の株式が割り当てられます。結果として、買取り資金を使うことなく、
持株会社体制に移行することができます。

＜ 現状 ＞



＜ 株式移転後 ＞

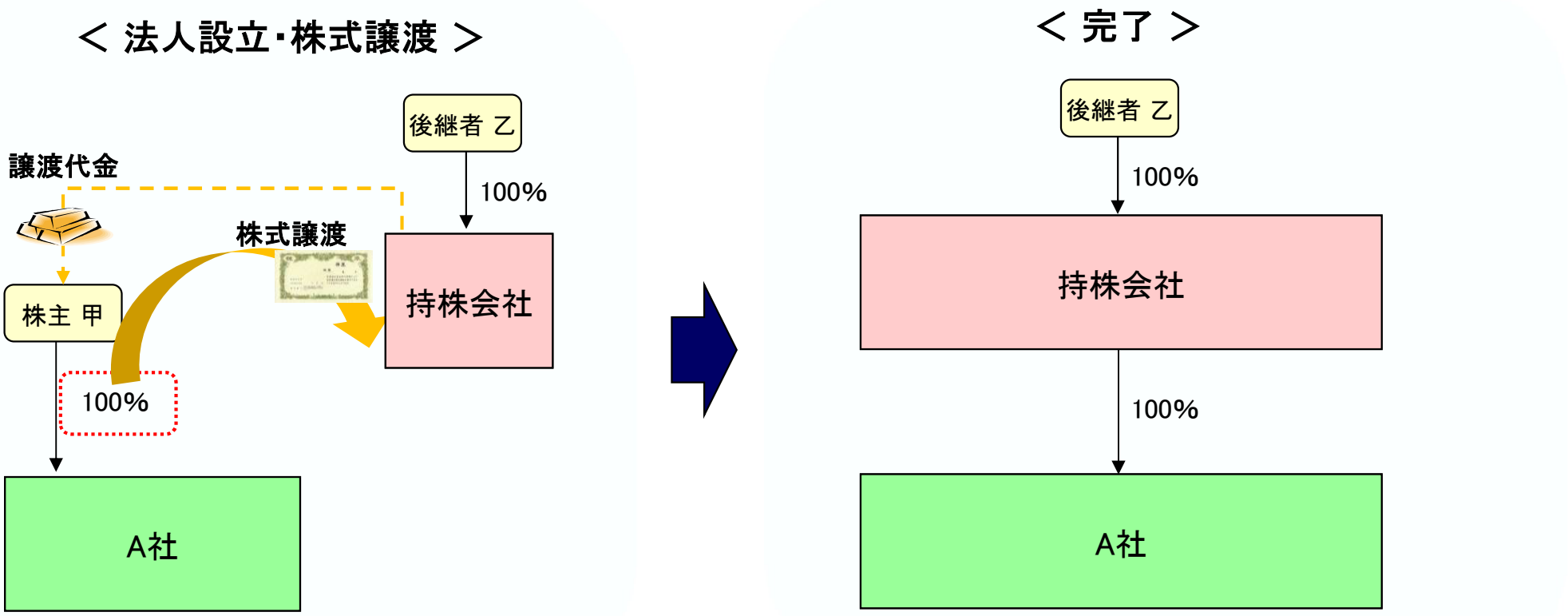


Copyright© All Right Reserved

5．ホールディング化の手法②～株式譲渡

■ 株式の集約

分散した株式を集約する場合には、買取りを行うこととなります。非上場株式の買取り価格の決定は、相手との交渉だけではなく、税務の視点からの検討が必要となります。

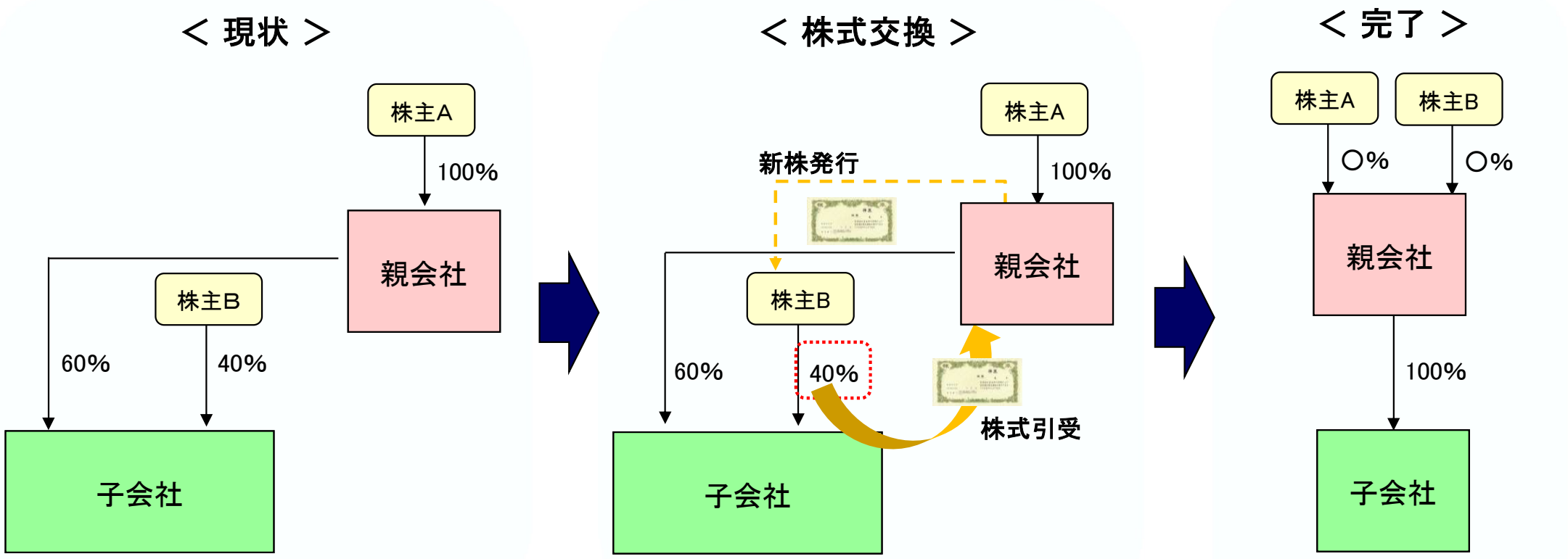


Copyright© All Right Reserved

5．ホールディング化の手法③～株式交換

■ 子会社株式の集約

子会社株式を親会社以外が保有する場合、株式交換という手法により、100%子会社化をすることができます。親会社株式と子会社株式の価値に応じて等価交換を行います。



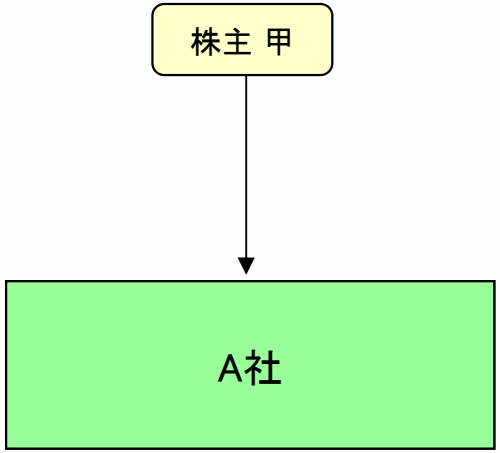
Copyright© All Right Reserved

5．ホールディング化の手法④～会社分割

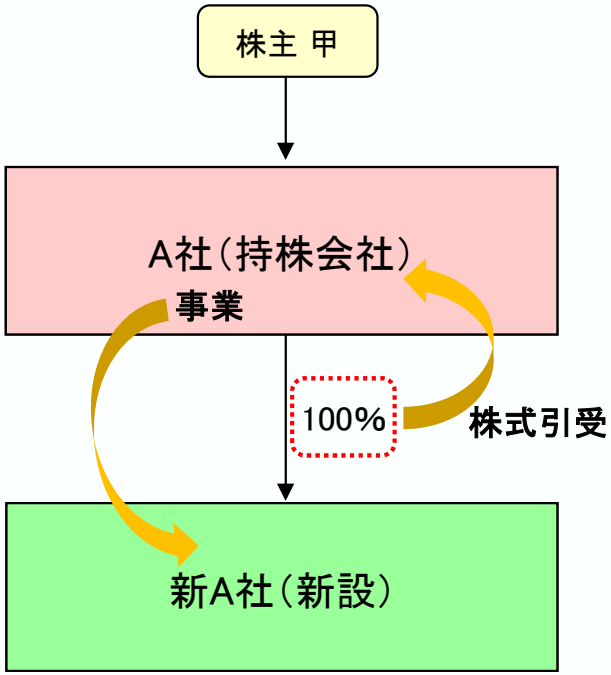
■　キャッシュレス

会社分割という手続きにより、既存会社は、設立と同時に新会社の株式の全部を保有します。株主には何らの影響もありません。既存会社は事業を新設会社に承継する対価として、新設会社株式を取得します。結果として、買取り資金を使うことなく、持株会社体制に移行することができます。

＜ 現状 ＞

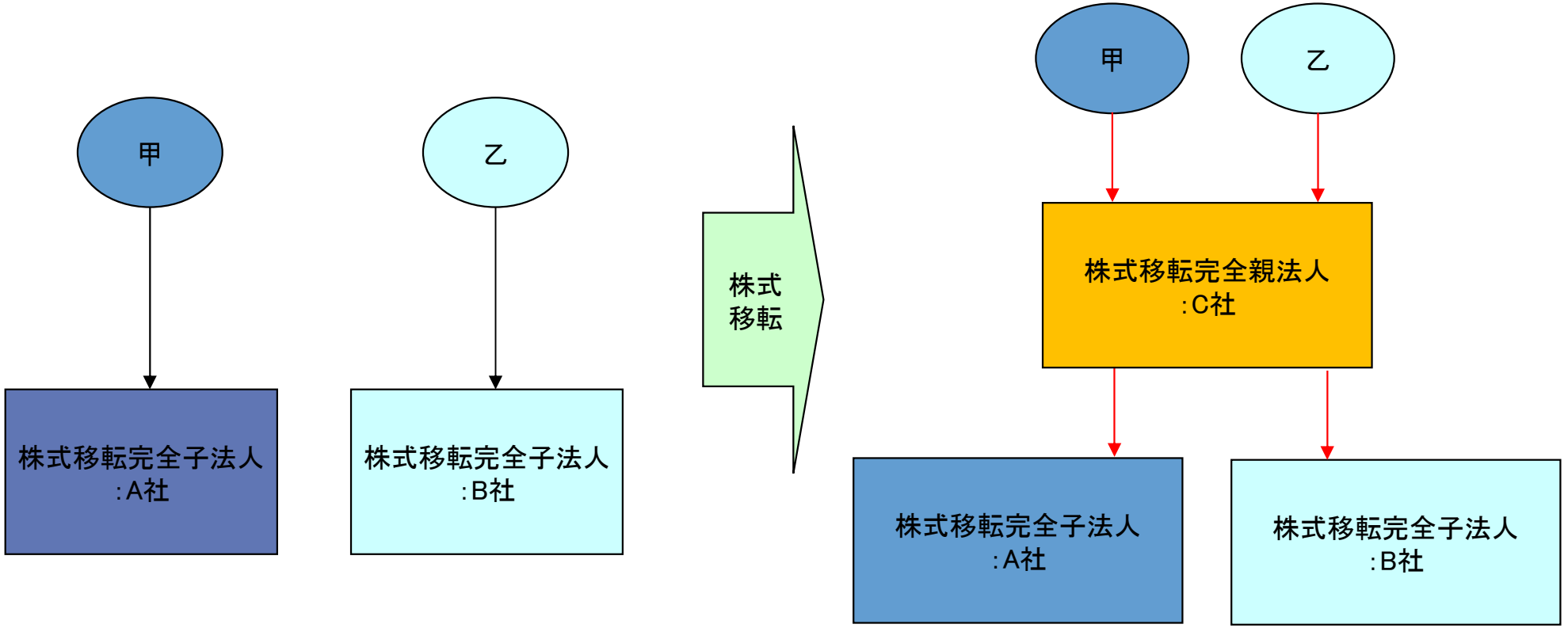


＜ 会社分割後 ＞



Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則



当事者	株式移転により直接受ける影響の内容	
株主：甲・乙	甲（旧A社株主）：① ② 乙（旧B社株主）：① ②	株主の課税問題
C社（完全親法人）	①	法人の課税問題
A社・B社（完全子法人）		

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

完全子法人の旧株主の課税問題

- 完全親法人株式以外の資産の交付を受けない場合

（簿価譲渡/課税の繰延べ）

完全子法人の株式を帳簿価額で譲渡したものとして計算（個人の場合には譲渡がなかったものとみなす）

- 完全親法人株式以外の資産の交付を受ける場合

完全子法人の株式を時価で譲渡したものとして計算

完全親法人の課税問題

＜子会社株式の取得価額、増加する資本金等の額＞

- 適格株式移転（グループ法人税制の適用のある非適格株式移転を含む）

完全子法人の旧株主の人数が

①50人未満の場合

旧株主の完全子法人株式の帳簿価額（取得価額）の合計額

②50人以上の場合

完全子法人の簿価純資産価額

- 非適格株式移転

完全子法人株式の時価

Copyright© All Right Reserved

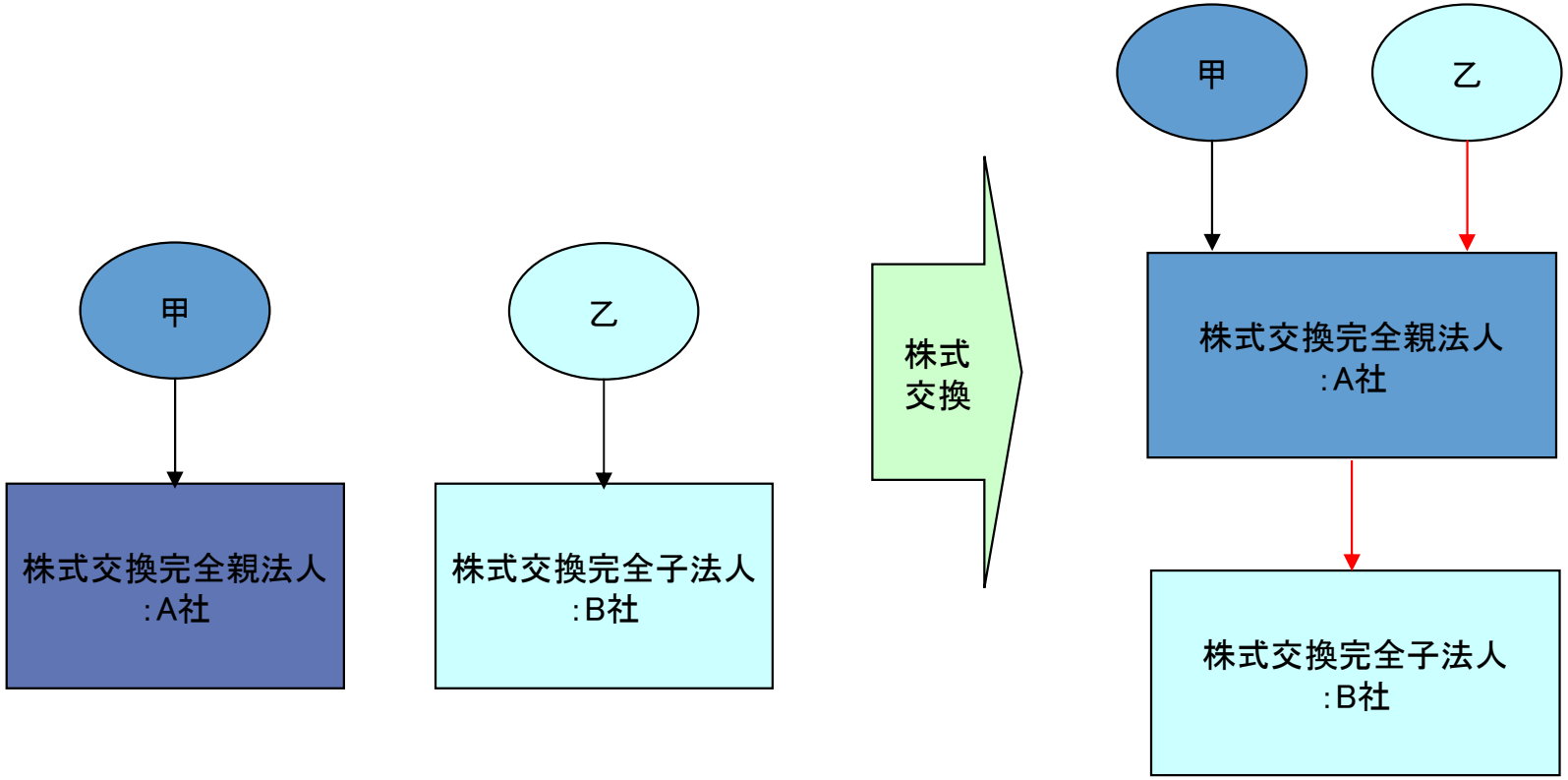
6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

完全子法人の課税問題

- 適格株式移転、完全支配関係のある法人間の非適格株式移転
 課税関係なし
- 上記以外の非適格株式移転
 子会社の有する時価評価資産の評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則



当事者	株式交換により直接受ける影響の内容
株主：甲・乙	甲（A社株主）： 乙（旧B社株主）：① ②
A社（完全親法人）	① ②
B社（完全子法人）	

株主の課税問題

法人の課税問題

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

完全子法人の旧株主の課税問題

- 完全親法人株式以外の資産の交付を受けない場合

（課税の繰延べ/簿価譲渡）

完全子法人の株式を帳簿価額で譲渡したものとして計算（個人の場合には譲渡がなかったものとみなす）

- 完全親法人株式以外の資産の交付を受ける場合

完全子法人の株式を時価で譲渡したものとして計算

完全親法人の課税問題

＜子会社株式の取得価額、増加する資本金等の額＞

- 適格株式交換（グループ法人税制の適用のある非適格株式交換を含む）

完全子法人の旧株主の人数が

①50人未満の場合

旧株主の完全子法人株式の帳簿価額（取得価額）の合計額

②50人以上の場合

完全子法人の簿価純資産価額

- 非適格株式交換

完全子法人株式の時価

Copyright© All Right Reserved

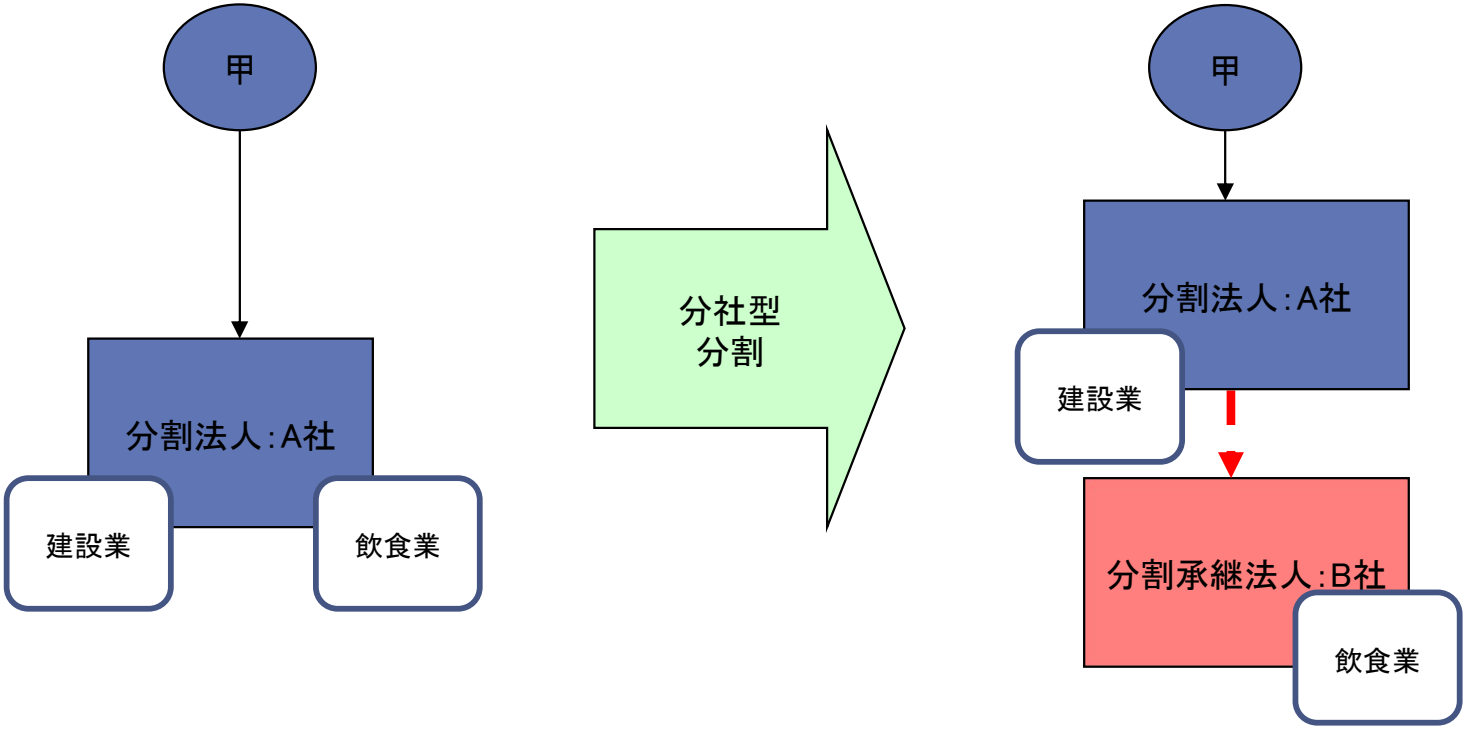
6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

完全子法人の課税問題

- 適格株式交換･完全支配関係のある法人間の非適格株式交換
 課税関係なし
- 上記以外の非適格株式交換
 子会社の有する時価評価資産の評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則



当事者	分社型分割により直接受ける影響の内容	
株主：甲		
A社	①	②
B社	①	②

株主の課税問題

法人の課税問題

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

法人の課税問題

- 原則

分割時の**時価による譲渡**をしたものと考える
⇒**非適格分割**

- 特例

税制適格要件を満たした場合には、課税を繰り延べる⇒**適格分割（簿価譲渡）**

①含み益がある場合

B／S

諸資産	100	諸負債	10
（含み益）	900	純資産	90

②含み損がある場合

B／S

諸資産	100	諸負債	10
（含み損）	90	純資産	90

株主の課税問題

- 原則

金銭の交付がある場合、旧株は**時価**による譲渡があったものとされ、その交付資産の時価のうちみなし配当を除いた金額が旧株の部分譲渡対価となる。

- 特例

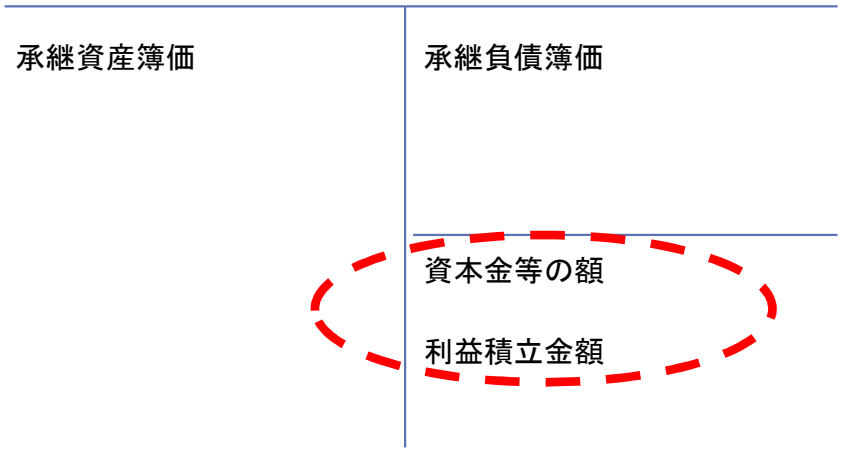
一定の要件を満たした場合には、課税を繰り延べる

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と税務への影響①当事者の確認と課税原則

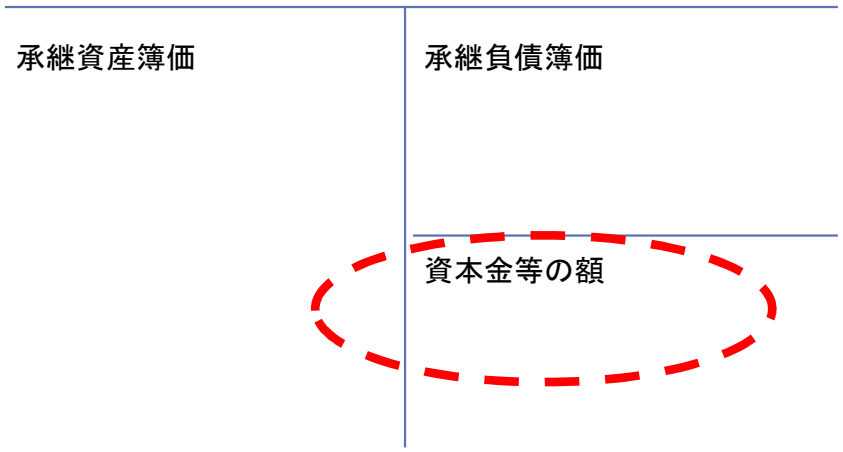
簿価引継

適格合併
適格分割型分割



簿価譲渡

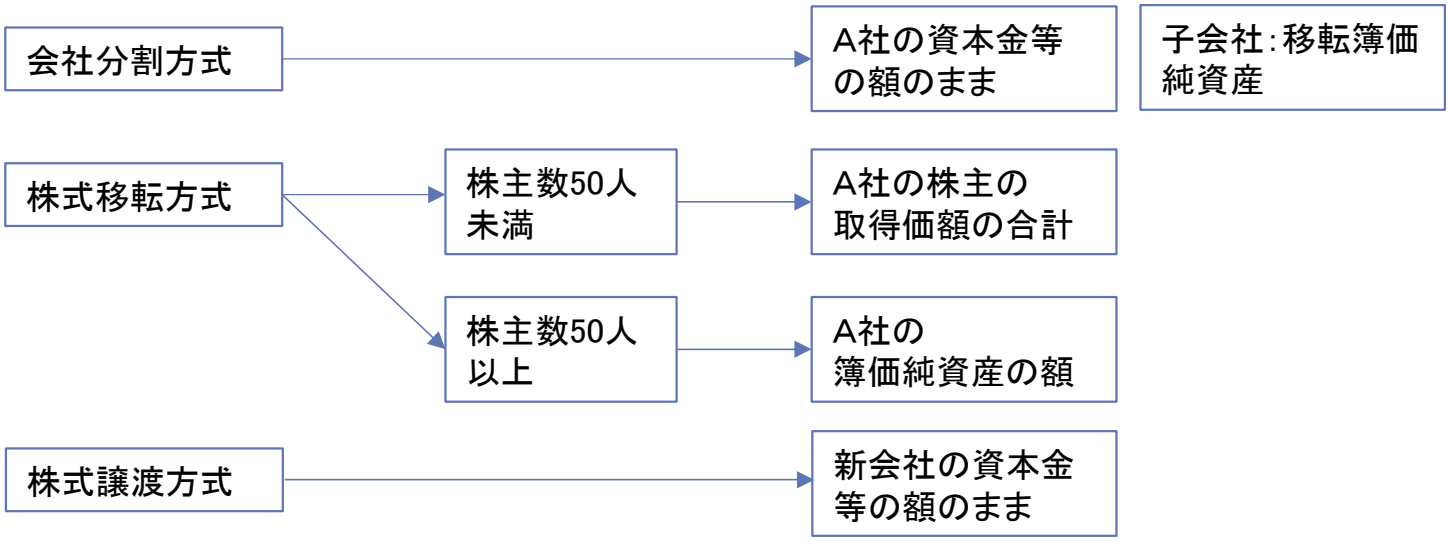
適格分社型分割
適格現物出資



Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響②均等割

持株会社の資本金等の額



（例）

A社

税制適格再編・金銭等交付なし
資本金等の額　1000万円
株主の取得価額の合計　1000万円
簿価純資産の額　5億円

以下の場合には均等割が増加するデメリットが出る場合がある

会社分割方式・・・移転簿価純資産が大きい場合
株式移転、株式交換方式・・・株主の取得価額が高い場合、株主数が50人以上の場合（持株会がある場合には注意が必要）

Copyright© All Right Reserved

６．ホールディング化と会計税務への影響③株主課税

会社分割方式	課税なし
株式移転方式	課税なし
株式譲渡方式	株式売却益に対して20.315%課税

（例）

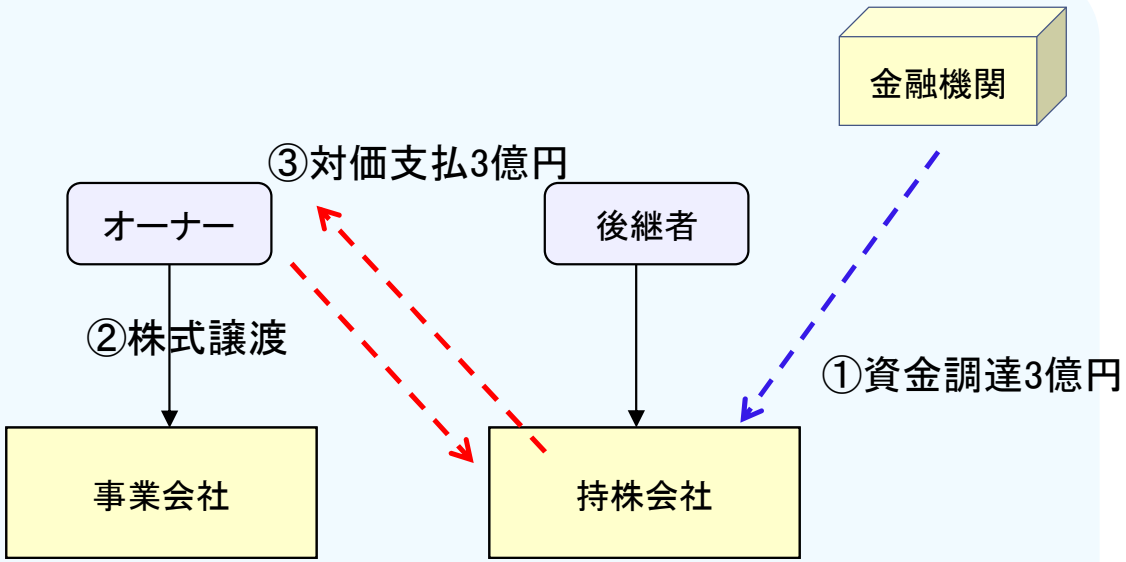
A社

税制適格再編・金銭等交付なし
資本金等の額　1000万円
株主の取得価額の合計　1000万円
簿価純資産の額　5億円

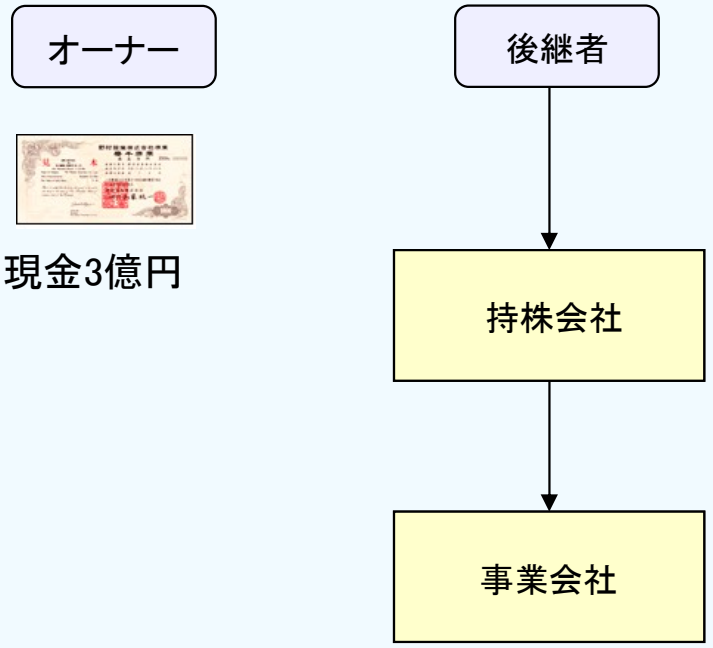
株式譲渡方式の場合には、株式売却益に対して課税が発生する

Copyright© All Right Reserved

【参考】具体的な株式承継の方法 ～ 自社株式の売買による承継・持株会社



【前提】
事業会社株式相続税評価時価総額・・・2億円
事業会社株式所得税法（法人税法）上時価総額・・・3億円



- オーナーの所有する事業会社株式を後継者が100%所有する会社に譲渡します。
- オーナーに株式譲渡に係る所得税・復興特別所得税・住民税（20．315%）の課税が生じます。
- 持株会社は株式購入資金を調達する必要があります。
- 株式譲渡後に、持株会社にて借入金を返済する収入源が必要です（事業会社からの配当が主）。

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

会社規模＼評価方式		原則的評価方式（数値は折衷割合） 類似業種比準価額	原則的評価方式（数値は折衷割合） 純資産価額	特例的評価方式
大会社		100%	0%	配当還元方式
中会社	大	90%	10%	
	中	75%	25%	
	小	60%	40%	
小会社		50%	50%	
株式等保有特定会社		0%	100%	

【株式等保有特定会社】

株式等保有割合が次のようになる会社をいいます。

株式等保有割合
50%以上

$$\text{株式等保有割合} = \frac{\text{株式等の価額の合計額（相続税評価額）}}{\text{総資産価額（相続税評価額）}}$$

◆ 株式等保有特定会社の評価方法

以下の評価方法のうち、いずれか低い方で評価する

① 純資産価額 （注）取得者とその同族関係者の議決権割合が50%以下の場合は純資産価額×80%で評価する

② S1＋S2方式

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

◆ 類似業種比準価額方式の計算方法

評価会社の1株当たりの業績（配当、利益、純資産）を同業種の上場会社の業績と比準させて株価を計算する方法

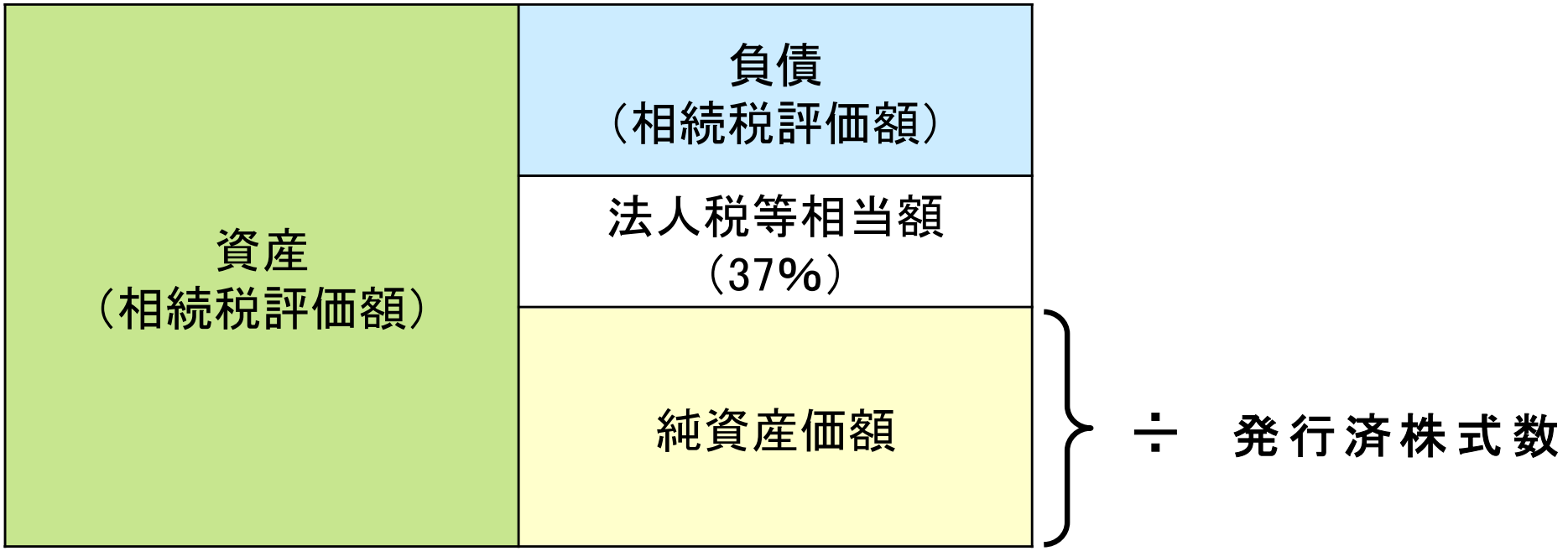
$$\text{類似業種の株価} \times \frac{\dfrac{\text{配当金額（評価会社）}}{\text{配当金額（類似業種）}} + \dfrac{\text{年利益金額（評価会社）}}{\text{年利益金額（類似業種）}} + \dfrac{\text{純資産価額（評価会社）}}{\text{純資産価額（類似業種）}}}{3} \times \begin{pmatrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{pmatrix}$$

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

◆ 純資産価額方式の計算方法

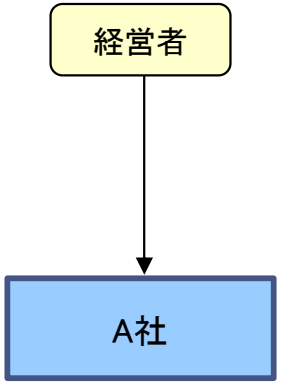
各資産・負債を時価（相続税評価額）で評価して計算した純資産価額から、含み益に対して会社を清算したと仮定した場合に課税される法人税等相当額（37%）を控除した金額で計算する方法　（注）取得者とその同族関係者の議決権割合が50%以下の場合は純資産価額×80%で評価する



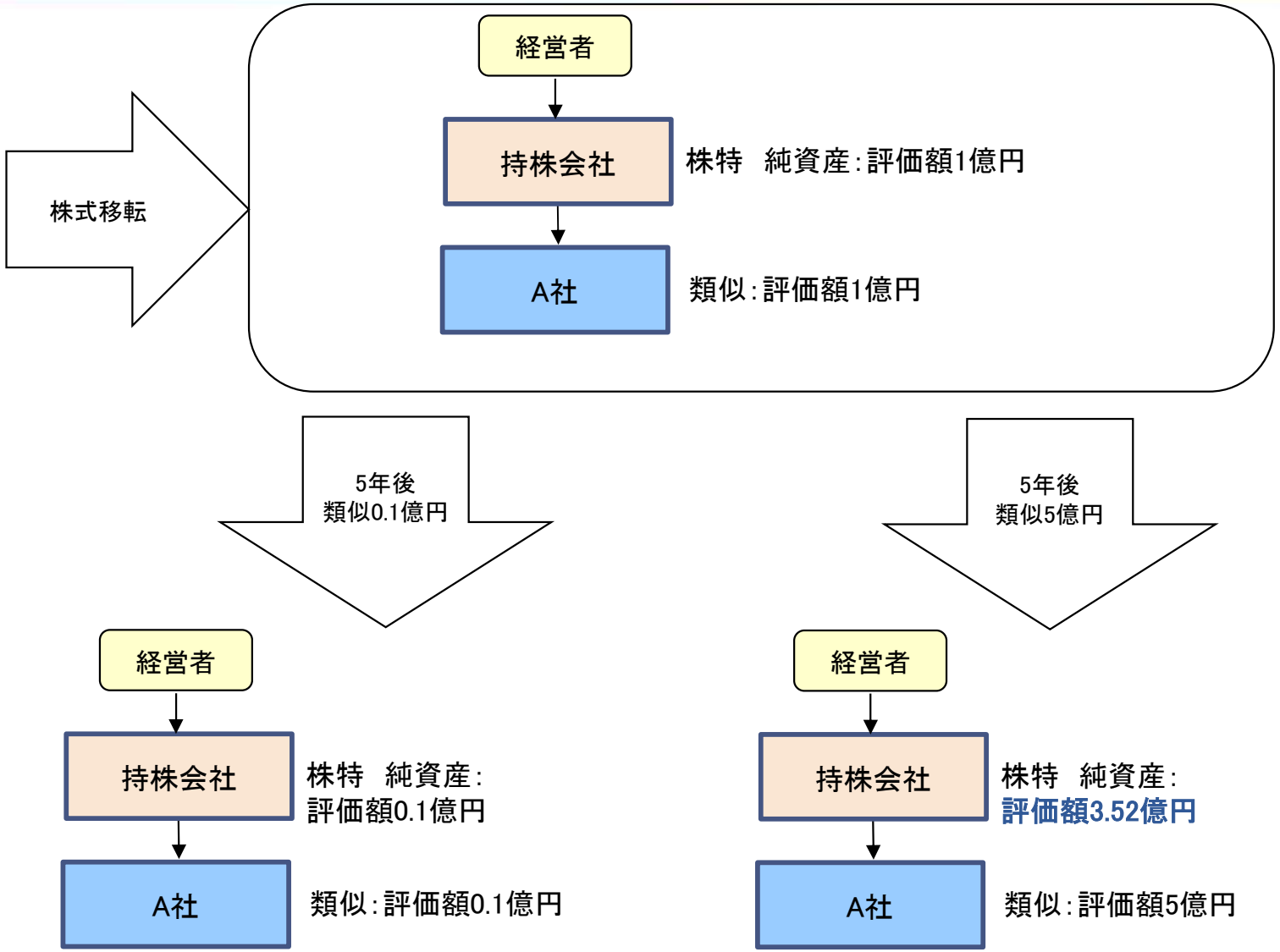
Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

（例）



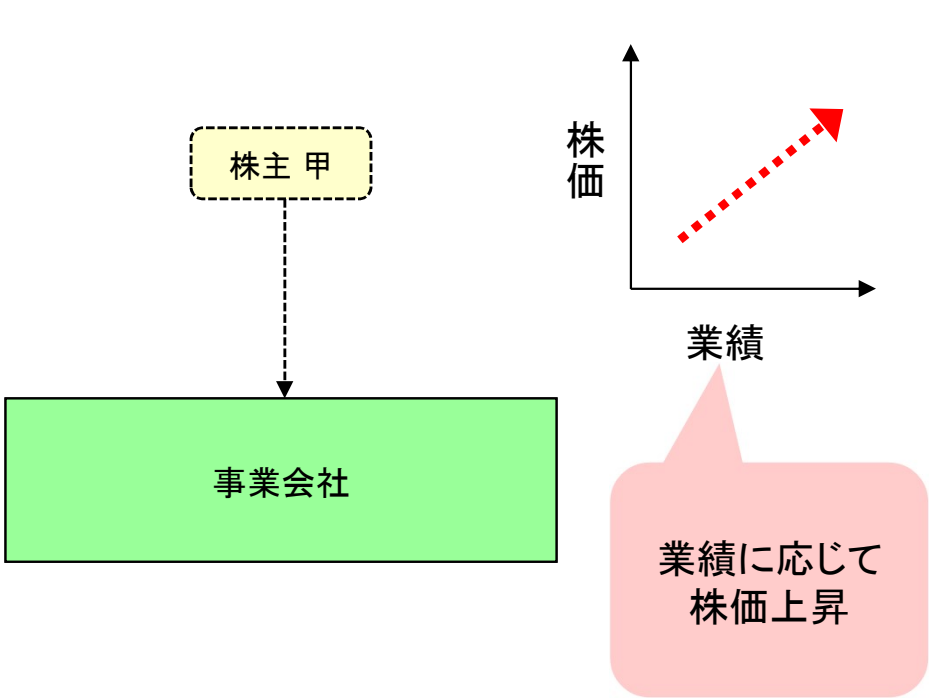
税制適格再編・金銭等交付なし
資本金等の額　1000万円
株主の取得価額の合計　1000万円
簿価（＝時価）純資産の額　5億円
大会社
類似業種比準価額　1億円



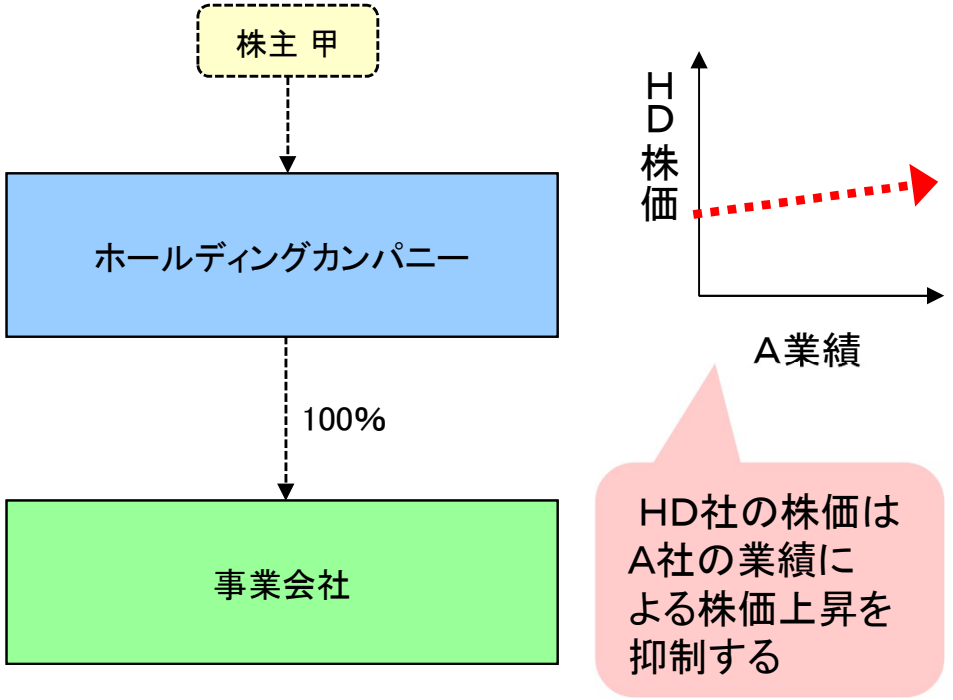
Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

＜ 現状　成り行き ＞



＜ 持株会社設立後 ＞



Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

186－2　185(純資産価額)の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に37%（法人税（地方法人税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合）を乗じて計算した金額とする。（昭47直資3－16追加、昭49直資5－14・昭56直評18・昭58直評5外・昭59直評5外・昭62直評11外・平元直評7外・平2直評4外・平6課評2－8外・平10課評2－5外・平11課評2－12外・平12課評2－4外・平18課評2－27外・平22課評2-18外・平24課評2-8外・平26課評2-9外・平27課評2-5外・平28課評2-10外・令元課評2-39外・令3課評2-43外改正）

(1)　課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額（以下この項において「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(2)　課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額（当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は会社法第2条第31号の規定による株式交換（以下この項において「株式交換」という。）、会社法第2条第32号の規定による株式移転（以下この項において「株式移転」という。）若しくは会社法第2条第32号の2の規定による株式交付（以下この項において「株式交付」という。）により著しく低い価額で受け入れた株式（以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。）がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額（以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。）を加算した価額）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

（注）

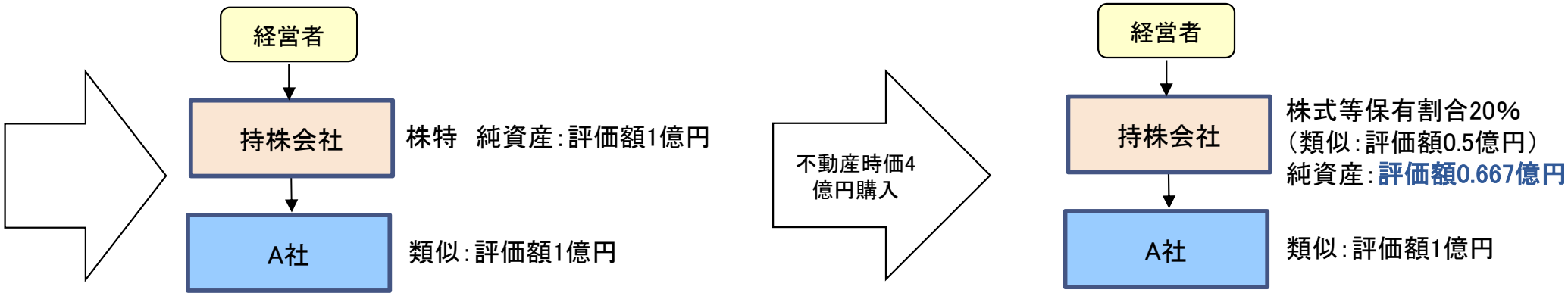
1　現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下(注)1において「合併受入れ資産」という。）である場合において、上記(2)の「この通達に定めるところにより評価した価額」は、当該価額が合併受入れ資産に係る被合併会社の帳簿価額を超えるときには、当該帳簿価額とする。

2　上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時において現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額とする。

3　上記(2)のかっこ書における「現物出資等受入れ差額」の加算は、課税時期における相続税評価額による総資産価額に占める現物出資等受入れ資産の価額（課税時期においてこの通達に定めるところにより評価した価額）の合計額の割合が20%以下である場合には、適用しない。

Copyright© All Right Reserved

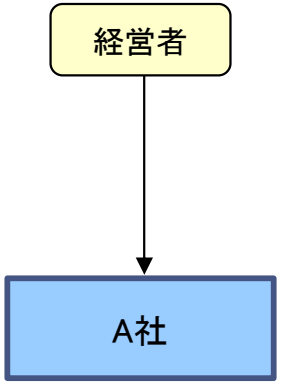
6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

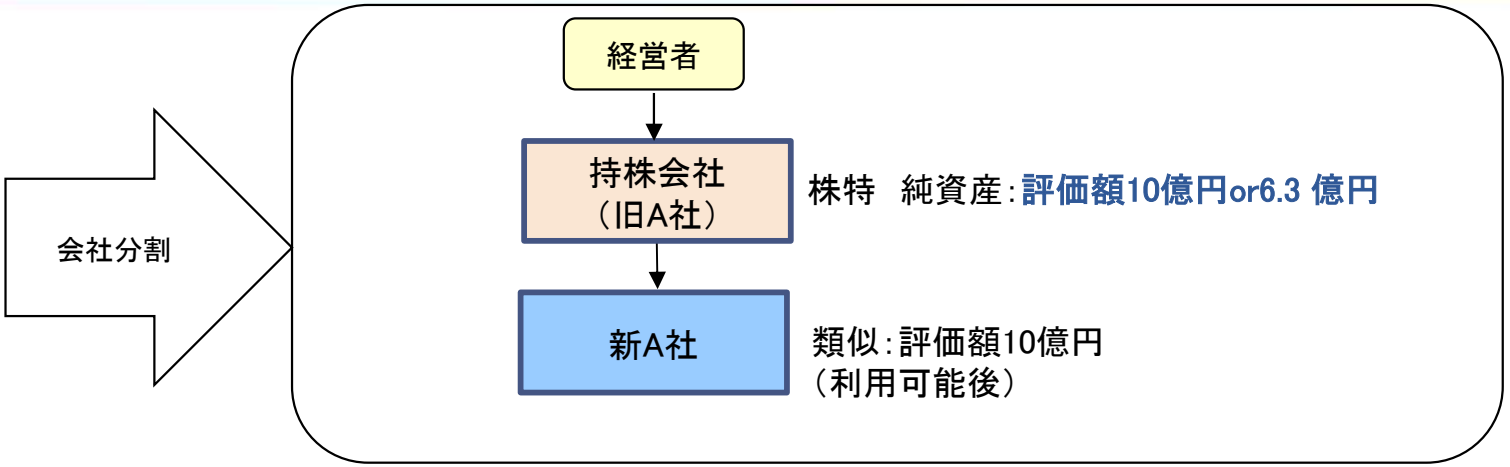


Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

（例）





税制適格再編・金銭等交付なし
資本金等の額　1000万円
株主の取得価額の合計　1000万円
簿価純資産の額　0円
大会社
類似業種比準価額　10億円

Copyright© All Right Reserved

６．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

186－3 185≪純資産価額≫の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうちに取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した金額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

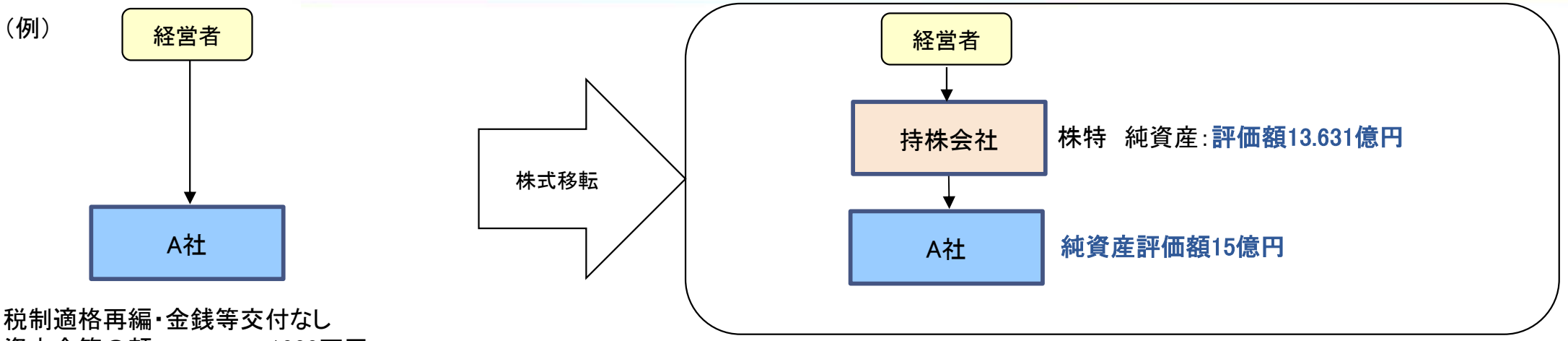
なお、評価会社の各資産のうちに出資及び転換社債型新株予約権付社債（197－5((転換社債型新株予約権付社債の評価))の(3)のロに定めるものをいう。）のある場合についても、同様とする。（平2直評12外追加、平11課評2－12外・平12課評2－4外・平15課評2－15外改正）

（注） この場合における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算に当たっては、186-2≪評価差額に対する法人税額等に相当する金額≫の定めにより計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないのであるから留意する。

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響④株価評価

（例）

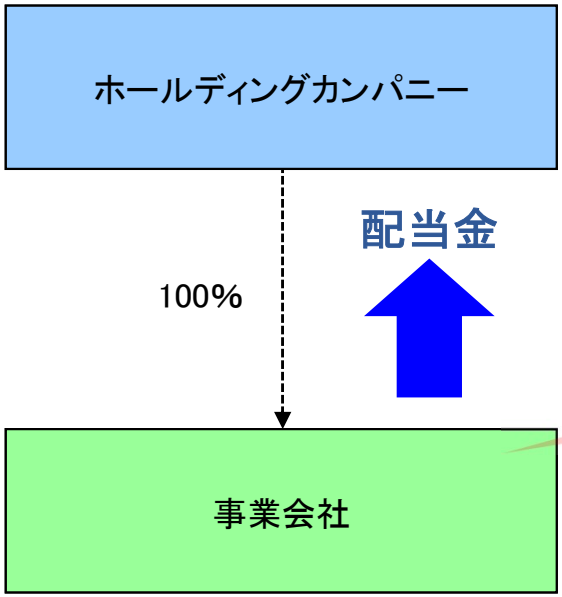


税制適格再編・金銭等交付なし
資本金等の額　1000万円
株主の取得価額の合計　1000万円
簿価純資産の額　5億円
時価純資産価額15億円
純資産評価額　11.3億円

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

＜持株会社データ＞
・総資産　　1億円
・A社株簿価　1,000万円
・支払利子　　100万円



A社が持株会社に
100万円配当

＜所得税額控除＞

20.42万円（全額控除）

※令和4年度税制改正により令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等については源泉徴収なし

＜益金不算入額＞

100万円（配当全額が非課税）

法人が受ける完全子法人株式等に係る配当等の額については、負債の利子の額を控除せず、その全額を益金不算入とする。（法法23①④）

完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間の開始の日から計算期間の末日まで継続して法人とその支払いを受ける配当等の額を支払う他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいう。（法法23⑤、法令22の2①）

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

区　分 （保有割合）	不算入 割合	負債利子 控除
完全子法人株式等 （配当計算期間中完全支配関係あり）	100%	なし
関連法人株式等 （配当基準日以前6月以上1/3超）		あり
その他株式等	50%	なし
非支配目的株式等 （配当基準日に5%以下） 非支配目的株式等 （特定株式投資信託）	20%	
特定株式投資信託以外の株式投資信託	0%	

（注）令和2年度改正で令和4年4月1日以後開始事業年度の関連法人株式等、非支配目的株式等の判定は、完全支配関係のある法人全体で判定。

控除される利子・配当等の主な種類	控除できる所得税額
預貯金の利子	全額控除
合同運用信託の収益の分配	
みなし配当	
日々決算型の証券投資信託の収益の分配	
定期積金に係る契約に基づく給付補てん金	
公社債の利子 公社債投資信託の収益の分配 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	（平成28年1月1日以後）
	（平成27年12月31日以前）
国外公社債・国外公社債投資信託の収益の分配	元本の所有期間に対応する控除
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息	
投資信託・特定目的信託の収益の分配	
国外株式等・国外投資信託の配当等	
割引債の償還差益	

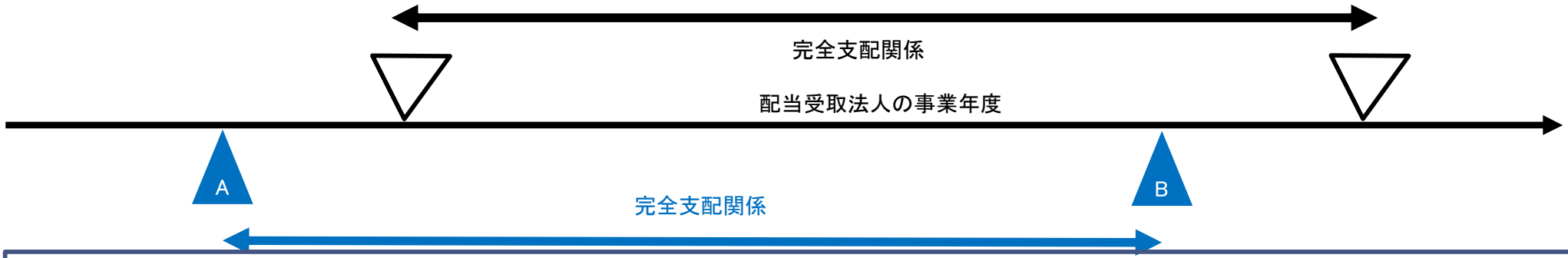
Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

【計算式】
その事業年度に支払う負債利子×当期末・前期末の「**期末関連法人株式等**」の帳簿価額÷当期末・前期末の「総資産」の帳簿価額

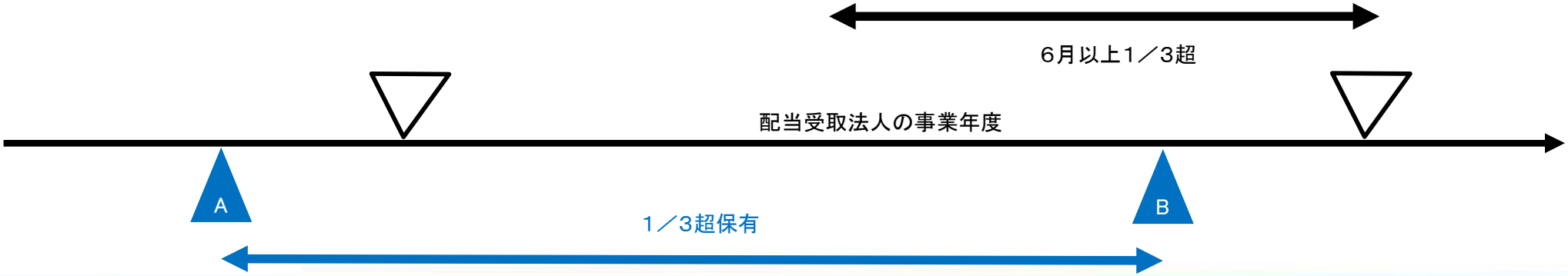
令和2年度改正で令和4年4月1日以後開始事業年度の関連法人株式等の負債利子控除については関連法人株式等の配当の4%になったために、今後は使わなくなる。

①期末完全子法人株式等（旧法令22③）



✓ 『完全支配関係があった場合』には、配当受取法人が計算期間の中途において配当支払法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該配当支払法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該配当受取法人と当該他の者との間及び当該配当支払法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含む（旧法令22③括弧書き）

②期末関連法人株式等（旧法令22②）【①を除くため①の判定も必要】



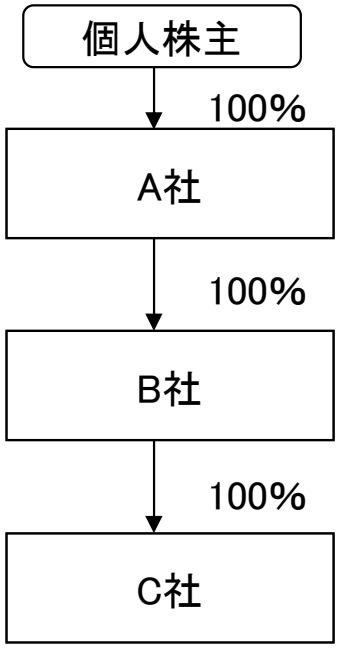
Copyright© All Right Reserved

６．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

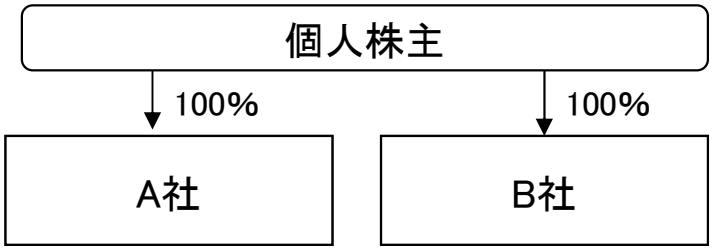
「完全支配関係」・・・一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（当事者間の完全支配の関係）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係（法法２十二の七の六）

発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係（「直接完全支配関係」）とされ、当該一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。（法令４の２②）

一の者が個人である場合には、その者及びこれと特殊の関係のある個人を含む。（法令４①）



個人株主とA社の関係・・・
A社とB社の関係・・・
B社とC社の関係・・・
A社とC社の関係・・・

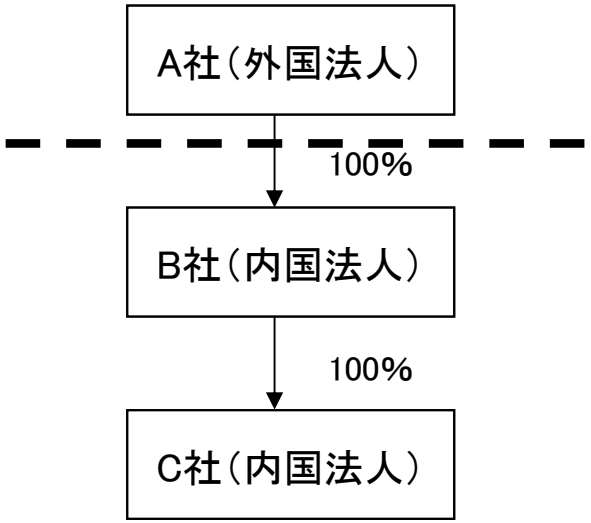


個人株主とA社の関係・・・
A社とB社の関係・・・

Copyright© All Right Reserved

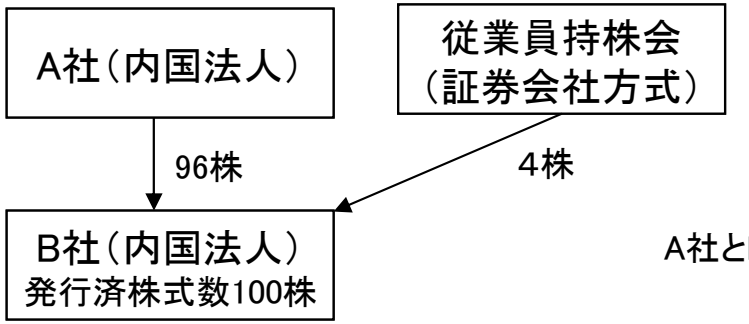
6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

【ケース1】



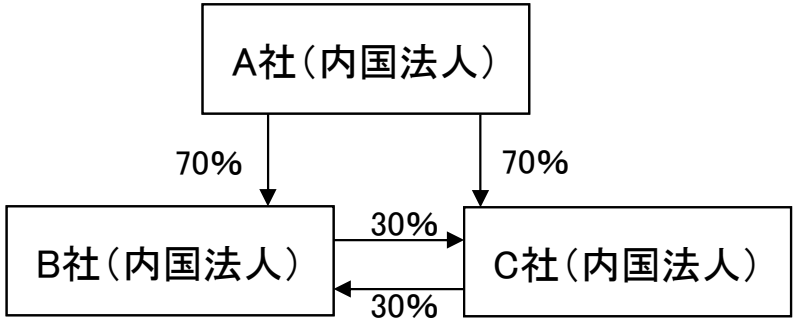
A社とB社の関係・・・
B社とC社の関係・・・
A社とC社の関係・・・

【ケース2】



A社とB社の関係・・・

【ケース3】



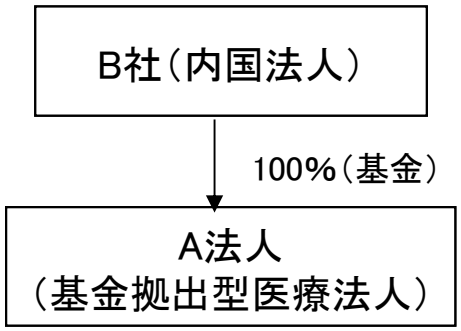
A社とB社の関係・・・
B社とC社の関係・・・
A社とC社の関係・・・

法令からは読み取れない（組織再編税制と一緒）

Copyright© All Right Reserved

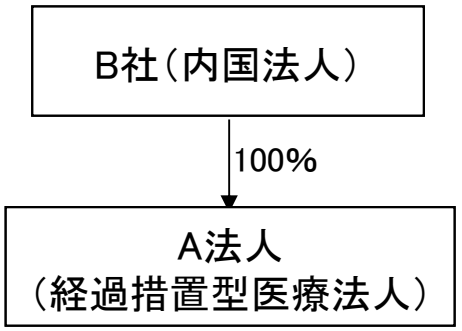
６．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

【ケース4】



A法人とB社の関係・・・

【ケース5】



A法人とB社の関係・・・

Copyright© All Right Reserved

６．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

➢ POINT

「一の者」は、必ずしも完全支配関係のあるグループの最上層に位置する者に限られるものではない。（質疑応答　問2）

外国法人等も含まれる

発行済株式等（発行済株式又は出資）からは、自己株式を除く（医療法人等に注意。基金拠出型法人・経過措置型医療法人）

証券会社方式の持株会所有株式数（A）＋ストックオプションの行使により取得された株式数（B）＜発行済株式等の総数×５％のときは、（A）と（B）を発行済株式等総数から除いて判定する（法令４の２②）

Aには、信託会社方式の持株会は含まれない（法基通１－３の２－３）

Aには、持株会の組合員の中に使用人兼務役員が含まれている場合を含まない（法基通１－３の２－４）

Bには、旧法分を含む

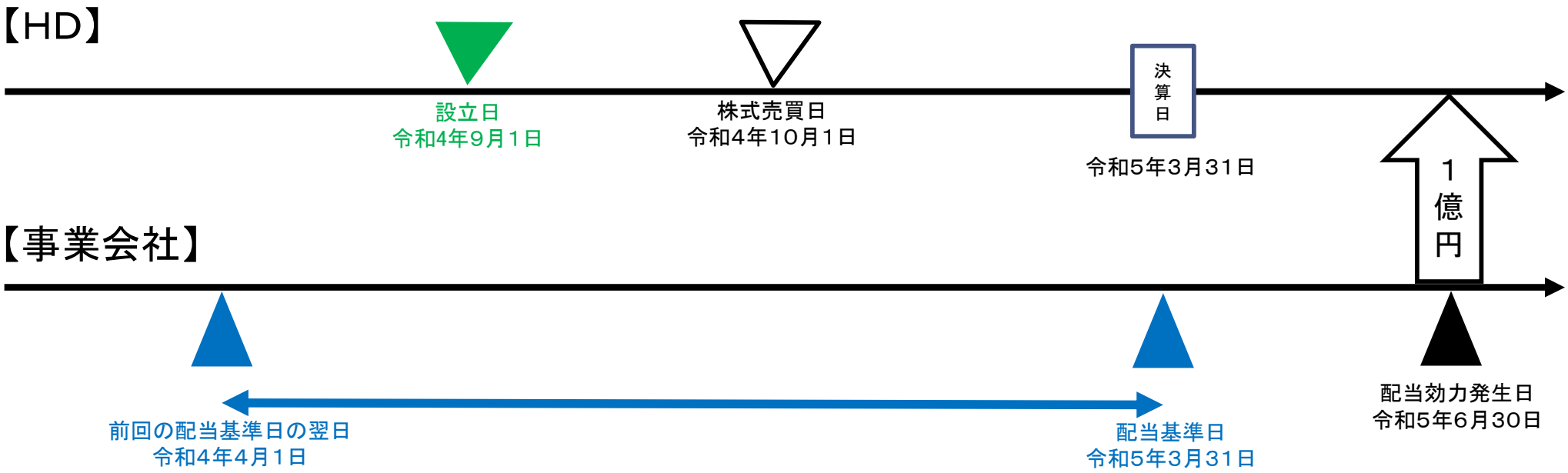
通称「持株会」に注意。再度内容の確認を。

名義株は実質株主で判定（法基通１－３の２－１）。これを機に整理を。

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 全株譲渡スキーム（オーナー以外に少数株主あり。事業会社株式全株をHDが購入）・売買日令和4年10月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は全株譲渡後一切変動ないという前提



受取配当等の益金不算入

- ☐ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

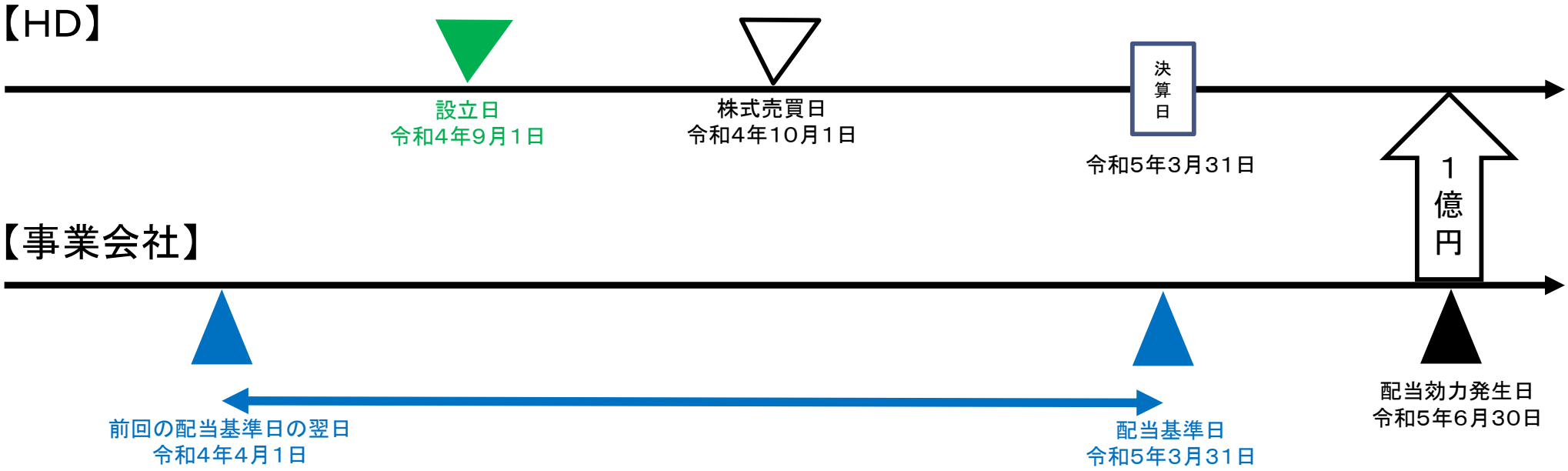
所得税額控除

- ☐ 全額控除or一部控除
- ☐ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 全株譲渡スキーム（オーナー個人一人が保有していた事業会社株式全株をHDが購入）・売買日令和4年10月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は全株譲渡後一切変動ないという前提



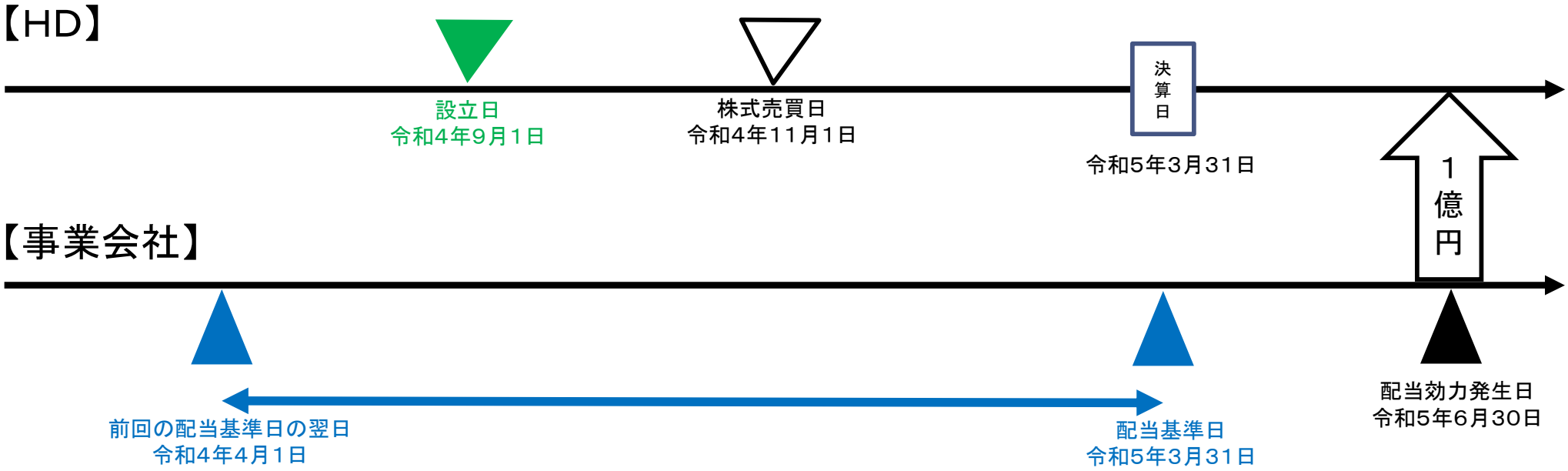
受取配当等の益金不算入
- □ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- □ 全額控除or一部控除
- □ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 全株譲渡スキーム（オーナー個人一人が保有していた事業会社株式全株をHDが購入）・売買日令和4年11月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は全株譲渡後一切変動ないという前提



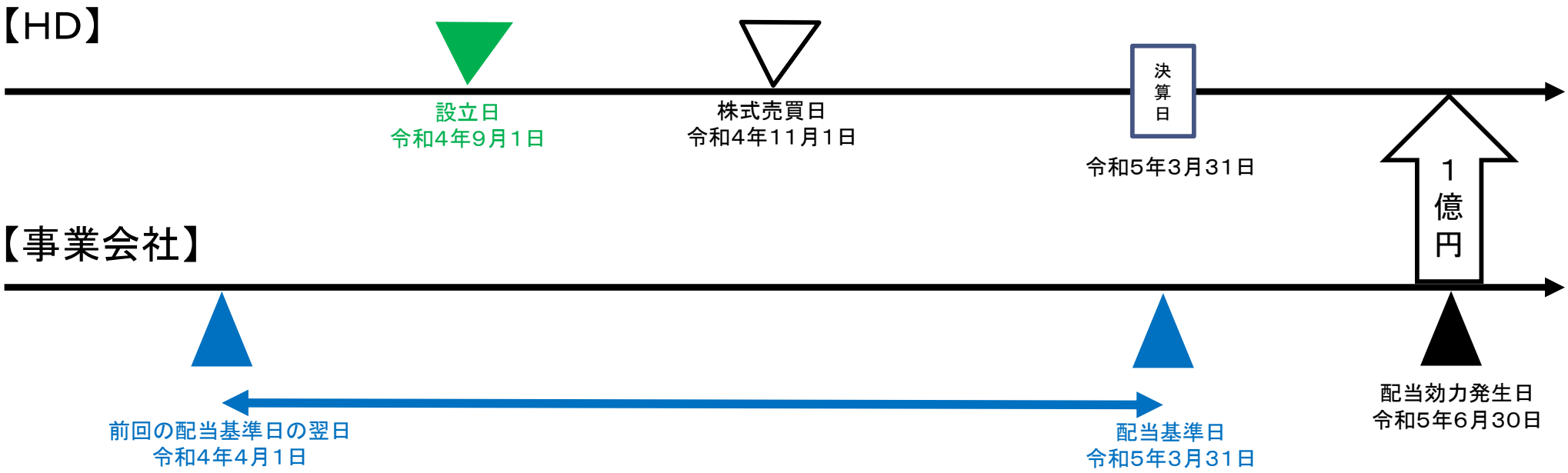
受取配当等の益金不算入
- □ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- □ 全額控除or一部控除
- □ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 全株譲渡スキーム（オーナー以外に少数株主あり。事業会社株式を全株HDが購入）・売買日令和4年11月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は全株譲渡後一切変動ないという前提



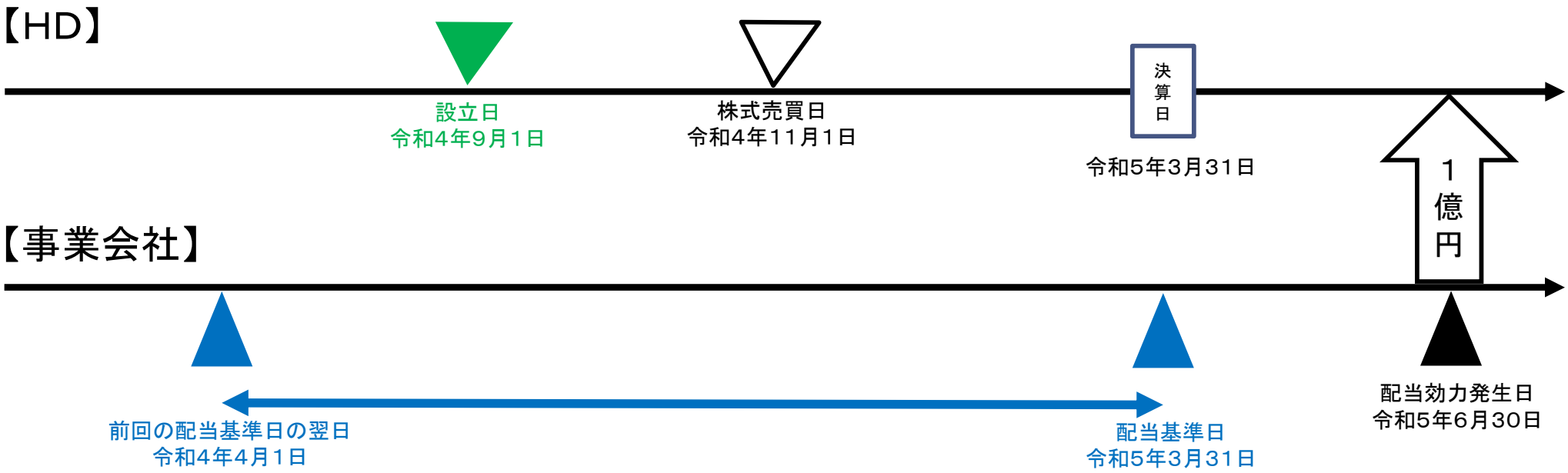
受取配当等の益金不算入
- □ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- □ 全額控除or一部控除
- □ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 一部譲渡スキーム（オーナー以外に少数株主あり。事業会社株式の35%の株式をHDが購入）・売買日令和4年11月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は一部譲渡後一切変動ないという前提



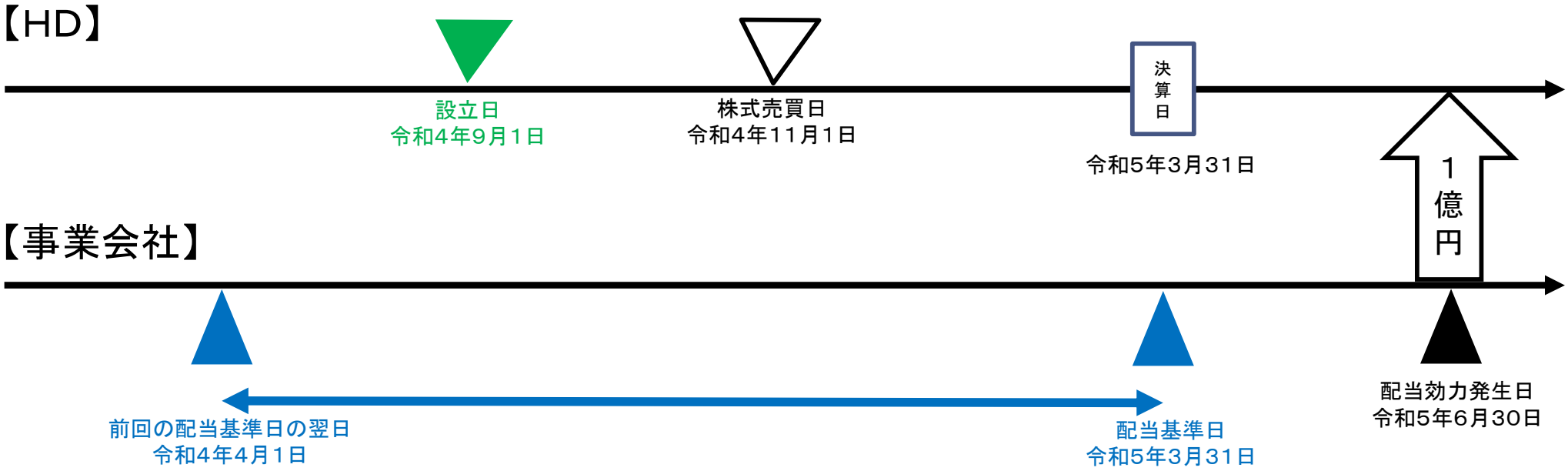
受取配当等の益金不算入
- □ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- □ 全額控除or一部控除
- □ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 一部譲渡スキーム（オーナー個人一人が保有していた事業会社株式のうち35%の株式をHDが購入）・売買日令和4年11月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は一部譲渡後一切変動ないという前提



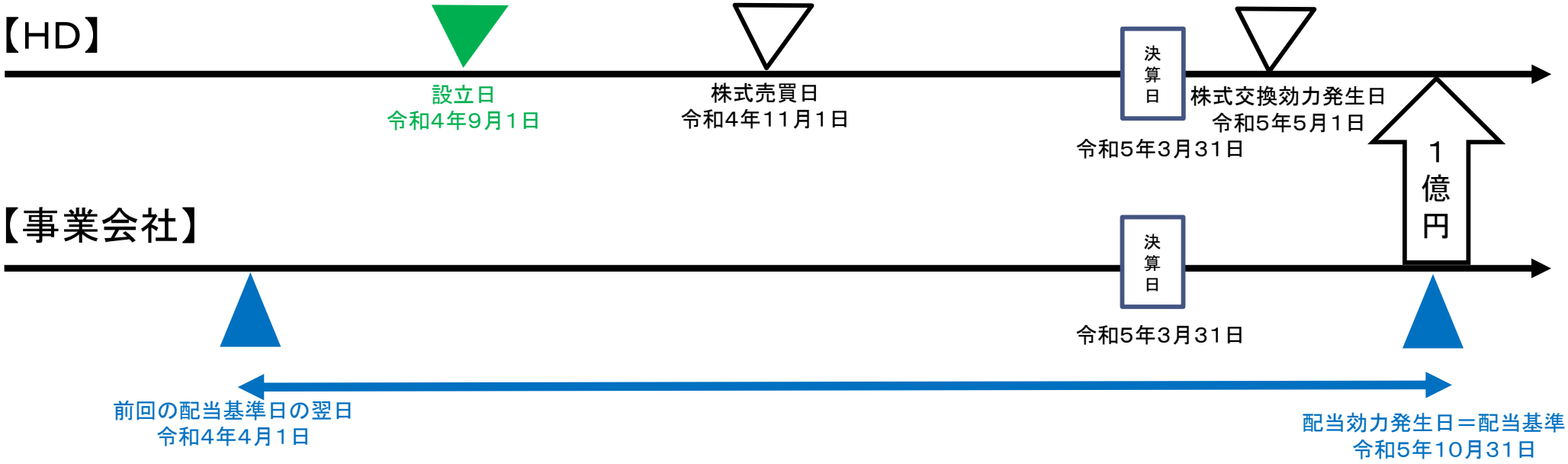
受取配当等の益金不算入
- □ 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- □ 全額控除or一部控除
- □ 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 譲渡＋株式交換スキーム（オーナー個人二人（親子）が保有していた事業会社株式のうち一人分の65%の株式をHDが購入）・売買日令和4年11月1日、株式交換日令和5年5月1日
- 今回配当基準日令和5年10月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の臨時配当1億円・効力発生日令和5年10月31日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は株式交換後一切変動ないという前提



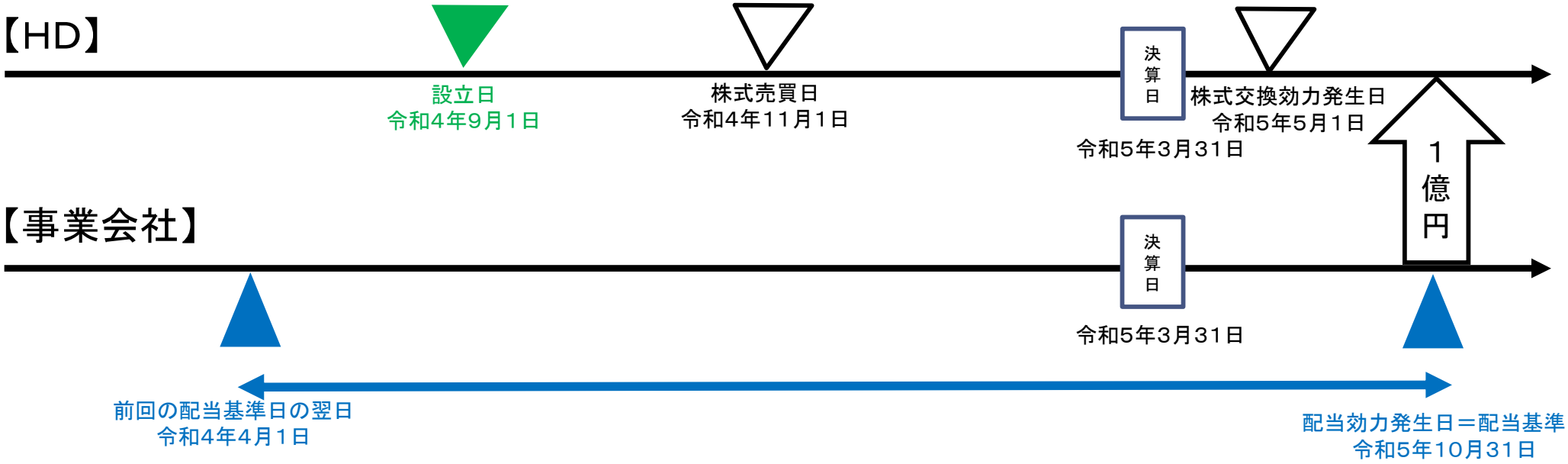
受取配当等の益金不算入
- 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- 全額控除or一部控除
- 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 譲渡＋株式交換スキーム（オーナー個人二人（親子）と少数株主が保有していた事業会社株式のうち一人分の65%の株式をHDが購入）・売買日令和4年11月1日、株式交換日令和5年5月1日
- 今回配当基準日令和5年10月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- HD設立日令和4年9月1日
- 事業会社の臨時配当1億円・効力発生日令和5年10月31日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は株式交換後一切変動ないという前提



受取配当等の益金不算入
- 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- 全額控除or一部控除
- 原則法or簡便法

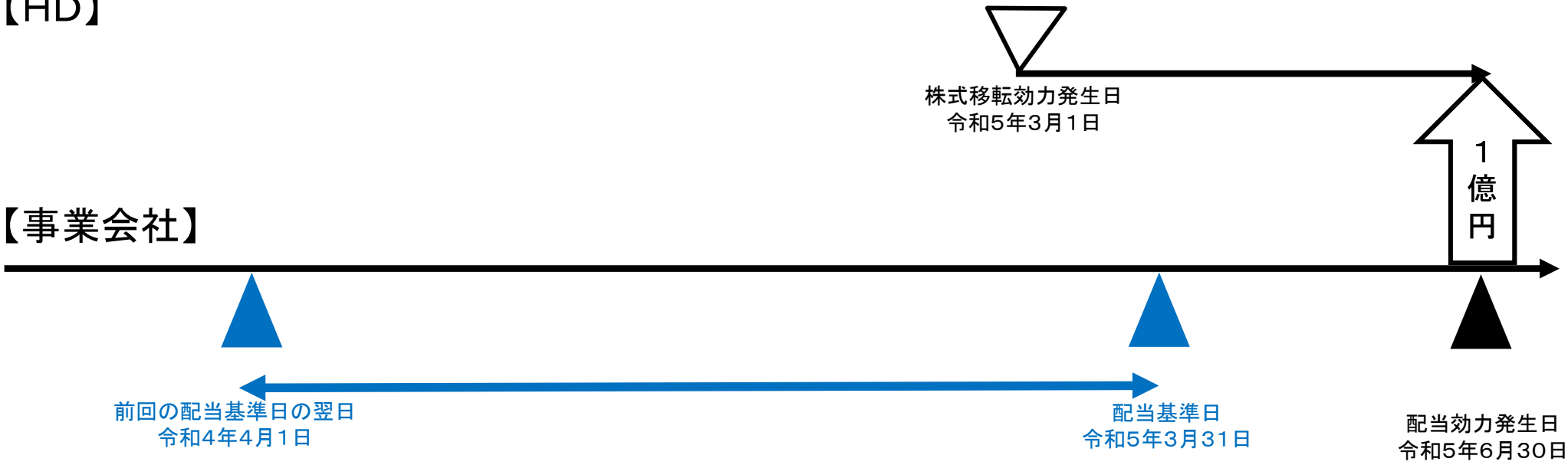
Copyright© All Right Reserved

6．ホールディング化と会計税務への影響⑤受配益金不算入等

- 株式移転スキーム（オーナー個人二人（親子）と少数株主が保有）、株式移転日令和5年3月1日
- 今回配当基準日令和5年3月31日・前回配当基準日令和4年3月31日
- 事業会社の定時配当1億円・効力発生日令和5年6月30日
- 事業会社・HDともに3月決算
- 株式保有関係は株式移転後一切変動ないという前提

【HD】

【事業会社】

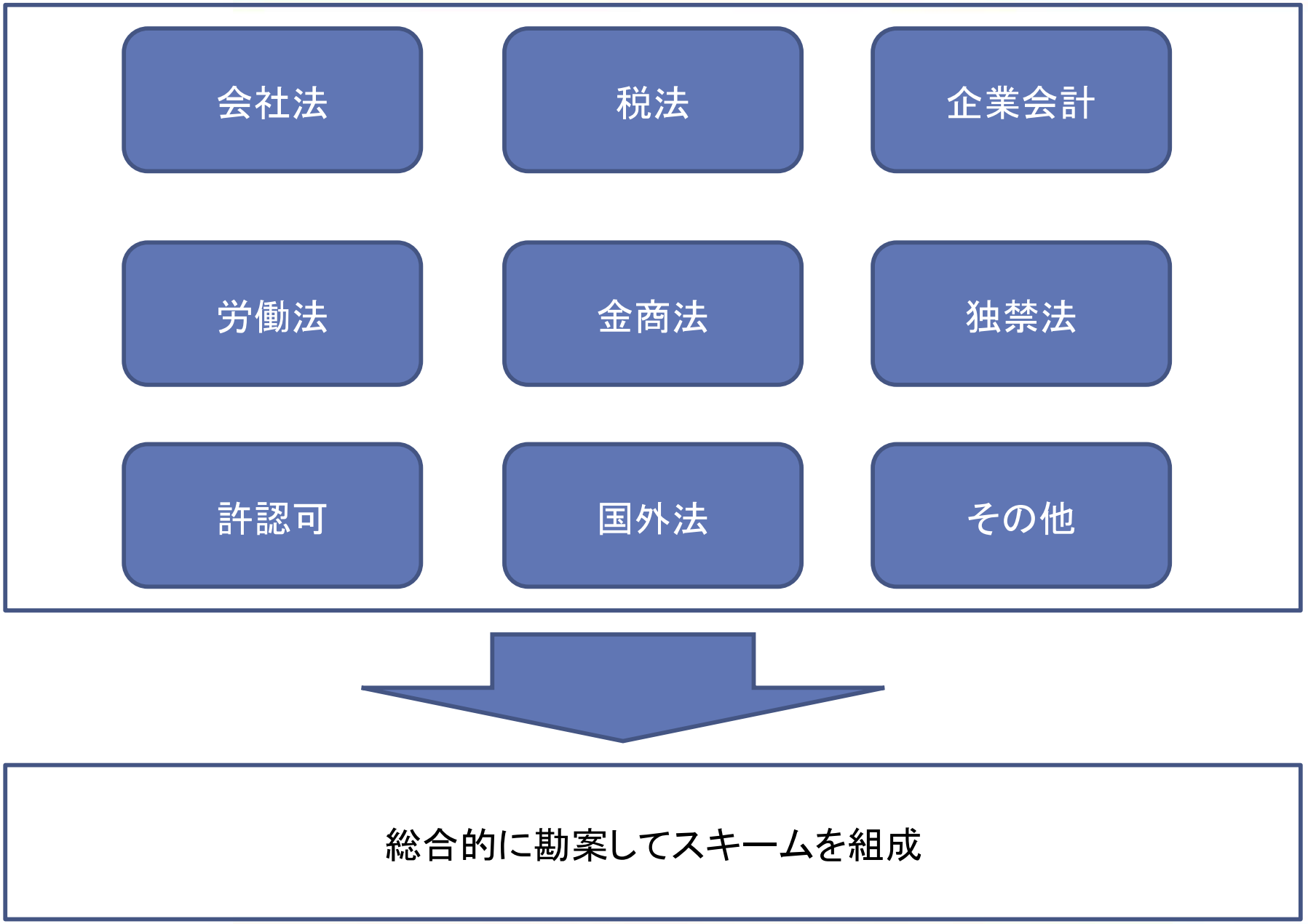


受取配当等の益金不算入
- 株式等の区分・・・完全子法人株式等or関連法人株式等or非支配目的株式等orその他株式等

所得税額控除
- 全額控除or一部控除
- 原則法or簡便法

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響①全体図



Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響②会社法

例：株式移転の手続概要

1．株式移転計画の作成（会法772）
2．事前開示（会法803）
3．株主総会の承認（会法804）・・・効力発生日の前日まで
　株式買取請求の通知（会法806）・・・効力発生日の20日前まで
　新株予約権買取請求の通知（会法808）・・・効力発生日の20日前まで
　債権者異議公告及び催告（会法810）・・・最低1箇月間（通常不要）
4．効力発生日（会法774）
5．登記
6．事後開示（会法811）

- ✓ 3．の手順は順不同
- ✓ 株式移転の場合、債権者の異議申立が可能なのは、株式移転完全子会社の新株予約権付社債を有する社債権者のみである
- ✓ **反対株主の株式買取請求権には特に慎重な検討が必要**

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響②会社法

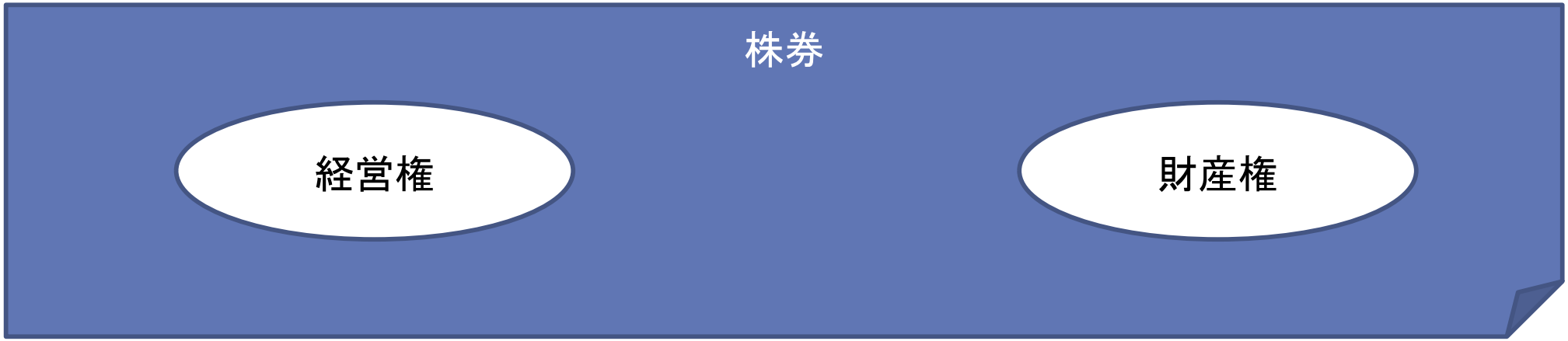
非上場会社の株価は一物多価

税法上の株価 → 課税目的（大雑把・保守的）

会社法上の株価 → 『公正な価格』（独自性強い）

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響②会社法



議決権	内容
3分の2以上	**株主総会の特別決議の成立**
2分の1超	株主総会の普通決議の成立（経営権の獲得）
3分の1超	株主総会の特別決議阻止（拒否権）
10%以上	解散請求権
3%以上	会計帳簿の閲覧謄写請求権等
1%以上又は300個以上の議決権を 6ヶ月間以上継続保有	株主提案権
1株以上	株主代表訴訟提起権等

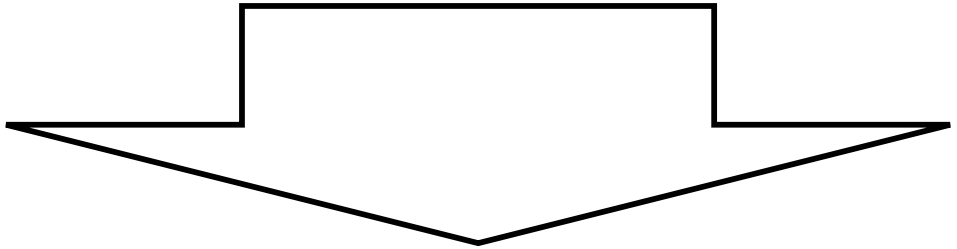
Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響②会社法

現時点での主流の考え方（西洋的思考）

- ✓ 会社が経営できる最低限の議決権がある
 【2／3以上、過半数】

- ✓ 会社に関する財産が今のまま会社で利用できる



経営に専念できる環境に！！
ソリューションは必ずしも主流とは限らない
仕組み的統治か人的統治か？その融合か？

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響②会社法

『当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない』

Q1．当社の40%の株式を所有する株主甲に相続が発生し、甲の相続人である乙に承継する旨の通知が当社にありました。当社は上記規定により、取締役会で否決することにより相続による承継を拒否することはできるでしょうか？

A1.

Q2．当社の40%の株式を所有する株主丙（当社の前取締役でトラブルにより退任）が譲渡先を当社のライバル会社とする当社株式40%の譲渡契約について、取締役会の承認を求めてきました。当社は取締役会で否決することにより売買自体を中止させ、株主を甲のままとすることができるでしょうか？

A2.

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響③民法

項目	贈与	売買	相続
取得の確実性	取得可能 ※ただし、相続時の遺留分考慮	取得可能	遺言がなければ不確実 ※あっても遺留分考慮
後継者の資金	贈与税分 （資金少ない）	株式代金 （資金多い）	相続税分 （資金少ない）
遺留分 （相続最低限取り分）	あり	なし （対価が相当な場合）	あり

- 承継方法は通常の資産と同様に贈与か売買か、相続による。
- 売買では株価＝買取金額、贈与・相続では株価×税率＝税額であるため、どの方法であっても「株価」の把握は大切。

Copyright© All Right Reserved

7．ホールディング化と会社法等への影響③民法

【遺留分とは】

民法上相続人に保障された被相続人の財産を取得できる最低限の取得分

【遺留分権利者】

①配偶者　②第一順位の血族相続人（子や直系卑属）　③第二順位の血族相続人（直系尊属）

【遺留分の算定】

相続開始時の財産の時価 ＋ 相続開始時の贈与財産＊の時価 ＋ 特別受益＊ － 相続開始時の債務の全額

【法定相続分と遺留分の関係】

相続人の類型	法定相続分		遺留分	各相続人の遺留分	
親のみ	親	1	1/3	親	1/3
配偶者のみ	配偶者	1	1/2	配偶者	1/2
子のみ	子	1	1/2	子	1/2
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹	1	なし	兄弟姉妹	なし
配偶者＋親	配偶者	2/3	1/2	配偶者	1/3
	親	1/3		親	1/6
配偶者＋子	配偶者	1/2	1/2	配偶者	1/4
	子	1/2		子	1/4
配偶者＋兄弟姉妹	配偶者	3/4	1/2	配偶者	1/2
	兄弟姉妹	1/4		兄弟姉妹	なし

＊注

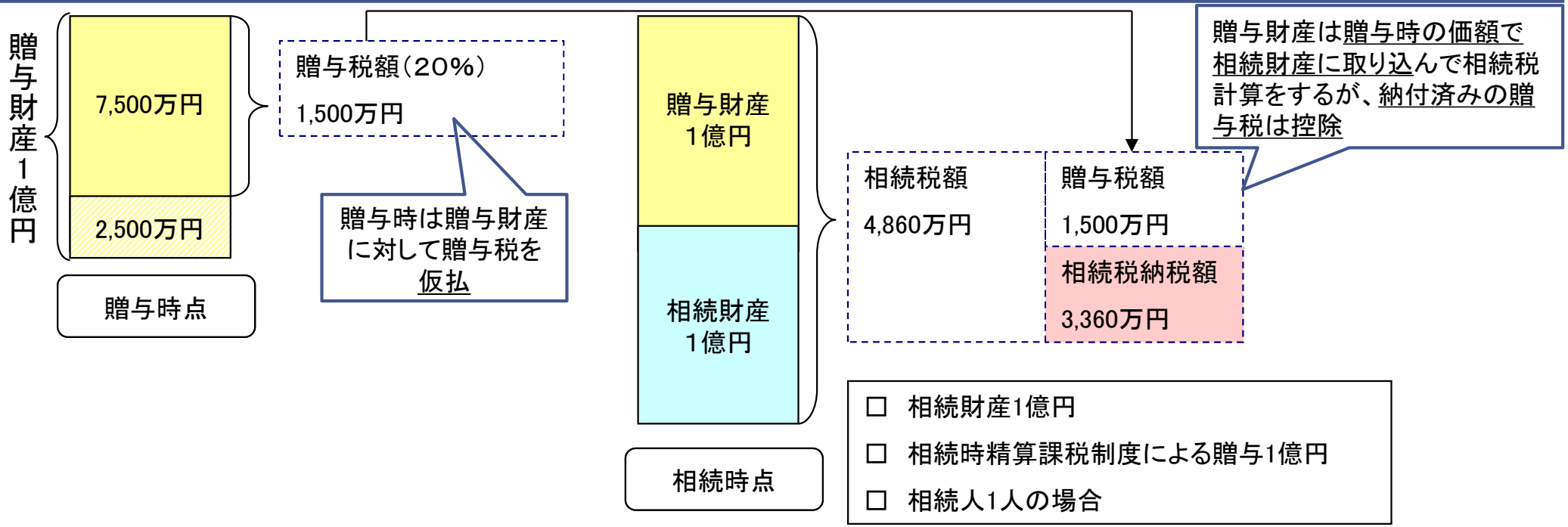
原則：相続開始前１年間の相続人以外への贈与
相続開始前10年間の相続人への贈与（特別受益を含む）

例外：当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って行った贈与は無期限

Copyright© All Right Reserved

【参考】相続時精算課税制度

- 相続時精算課税は、贈与と相続を一体として課税する制度です。
- この制度を選択した場合、各贈与者につき2,500万円までは贈与税が非課税となります。2,500 万円を超える分について20%の税率で贈与税が課税されます（この贈与税は、相続税額から控除されます）。
- 相続時精算課税を適用して贈与した財産は、相続税申告時に相続財産に合算されますが、評価額は **贈与時の価額**になります。よって、贈与時より評価額が上昇すれば有利になりますが、評価額が下落した場合は不利になります。
- 相続時精算課税は、贈与の年の1月1日時点で、60歳以上の親から18歳以上の子又は孫への贈与について適用することができます。また、この制度を選択した場合には、以後その贈与者からの贈与については、暦年贈与制度（年110万円の非課税等）の適用は受けることができません。



Copyright© All Right Reserved

【参考】具体的な株式承継の方法 ～ 事業承継税制イメージ



先代経営者

生前贈与

先代経営者
の相続開始

【 要点 】
- 贈与又は相続により、贈与税・相続税が発生しますが、基本的には100%納税猶予されます（あくまで納税の猶予です）。
- 制約は先代経営者の代表者退任、後継者の代表者就任、株式の継続保有（M&A、共同事業化の制限）等が主です。
- 贈与税の納税猶予・相続税の納税猶予を繰り返し受ける場合には、贈与税・相続税負担が免除となります。

①贈与税の発生
②納税を猶予



後継者

③②の贈与税を免除
④贈与時の価額で相続税課税（相続税へ切り替え）
⑤相続税の納税猶予

⑥事業承継税制適用の贈与で
⑤の相続税を免除
※後継者の死亡でも可

生前贈与

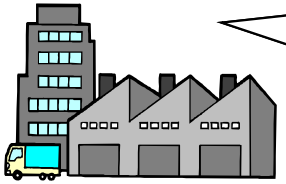
⑦贈与税の発生
⑧納税を猶予



次の後継者

Copyright© All Right Reserved

【参考】事業承継税制の要件



①認定対象会社の要件
- ✓ 中小企業基本法の中小企業者であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- ✓ 非上場会社であること
- ✓ 資産運用型会社等に該当しないこと等

- ✓ 猶予税額の免除
- ✓ 対象株式を相続財産に含めて相続税を課税（相続税の納税猶予に移行可能）

②先代経営者の要件
- ✓ 会社の「代表者」であったこと
- ✓ 贈与の時において「代表権」を有してないこと（役員でもOK）
- ✓ 贈与の直前において、先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有、かつ同族内で筆頭株主（後継者を除く）であったこと



先代経営者

納税猶予

先代経営者の相続開始

保有株式の一括贈与



後継者

経営承継期間（5年間）

③後継者の要件
- ✓ 会社の「代表者」であること
- ✓ 18歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
- ✓ 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となること

④経営承継期間の要件（事業継続要件）
- ✓ 代表者であること
- ~~✓ 5年平均で贈与時8割以上の雇用の維持~~
- ✓ 対象株式の継続保有

⑤経営承継期間後の要件
- ✓ 対象株式の継続保有

Copyright© All Right Reserved

８．税理士として注意すべきこと

- ミスしたときの賠償金額が多額になる傾向
（R2.7.30東京地裁　1億900万円、R元.8.21東京地裁　3億円超）

- 目的なき手段となること（租税回避）

（組織再編成に係る行為又は計算の否認）
第百三十二条の二　税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは現物分配（第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配をいう。）又は株式交換若しくは株式移転（以下この条において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、合併等により移転する資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、第一号又は第二号に掲げる法人の株式（出資を含む。第二号において同じ。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。
一　合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
二　合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）
三　前二号に掲げる法人の株主等である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

Copyright© All Right Reserved

【参考】令和4年4月19日最高裁判決



Aさん（札幌在住）
H24.6.17　94歳死亡

遺言（甲・乙不動産）
※東京・神奈川の
マンション2棟



相続人

更正処分

不動産購入がなかった場合の
相続税の課税価格の合計額
6億円超

申告した相続税
0円

相続税
2．4億円

甲不動産
7．54億円

乙不動産
5．19億円

H21.1.30
甲不動産　8.37億円で購入
（信託銀行借入6.3億円）

H21.12．25
乙不動産購入　5.5億円で購入
（信託銀行借入3.78億円、共同相続人借入0.47億円）

H25.3.7
乙不動産を5．15億円で第三者に売却

甲不動産　評価額約2億円

乙不動産　評価額約1.3億円

Copyright© All Right Reserved

9．弊法人プロフィール



税理士法人名南経営（昭和41年、愛知県名古屋市にて佐藤澄男税理士事務所として開業）を母体とし、創業当時から『中小企業のよろず相談所』を目指し、企業経営に関するあらゆる課題に対応してきました。現在、約600名の職員を抱える経営コンサルティングファーム『名南コンサルティングネットワーク』に発展しました。

〒450-6333

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号　JPタワー名古屋33階

税理士法人名南経営

代表社員　税理士　安藤教嗣

TEL：052－589－2300

E-mail　k-ando@meinan.net

＜参考：ネットワーク各社＞

【税務】 税理士法人名南経営
- ・税務・財務会計
- ・国際税務
- ・企業再編・再生
- ・相続対策・事業承継
- ・医療・福祉・公益法人

【進出】 NACMEINAN(China) HD Co.,Ltd.
Meinan Tax VietnamCo.,Ltd.

【入力】 上海名南信息技術有限公司 ほか

【労務】 社会保険労務士法人名南経営

【法務】 弁護士法人　名南総合法律事務所
司法書士法人名南経営・行政書士法人名南経営
株式会社リーガルマネジメント名南

【IT】 株式会社　名南ネットワーク

【保険】 株式会社　名南リスクマネジメント
株式会社　名南ファイナンシャルプランナーズ

【財産】 株式会社名南財産コンサルタンツ

【医療】 株式会社名南メディケアコンサルティング

【経営】 株式会社名南経営コンサルティング
- ・マネジメントコンサルティング事業部
- ・人事コンサルティング事業部

【士業】 株式会社名南経営ソリューションズ
- ・MyKomon事務局

【国際】 株式会社名南経営グローバル・パートナーズ

【M&A】 名南M&A株式会社

Copyright© All Right Reserved